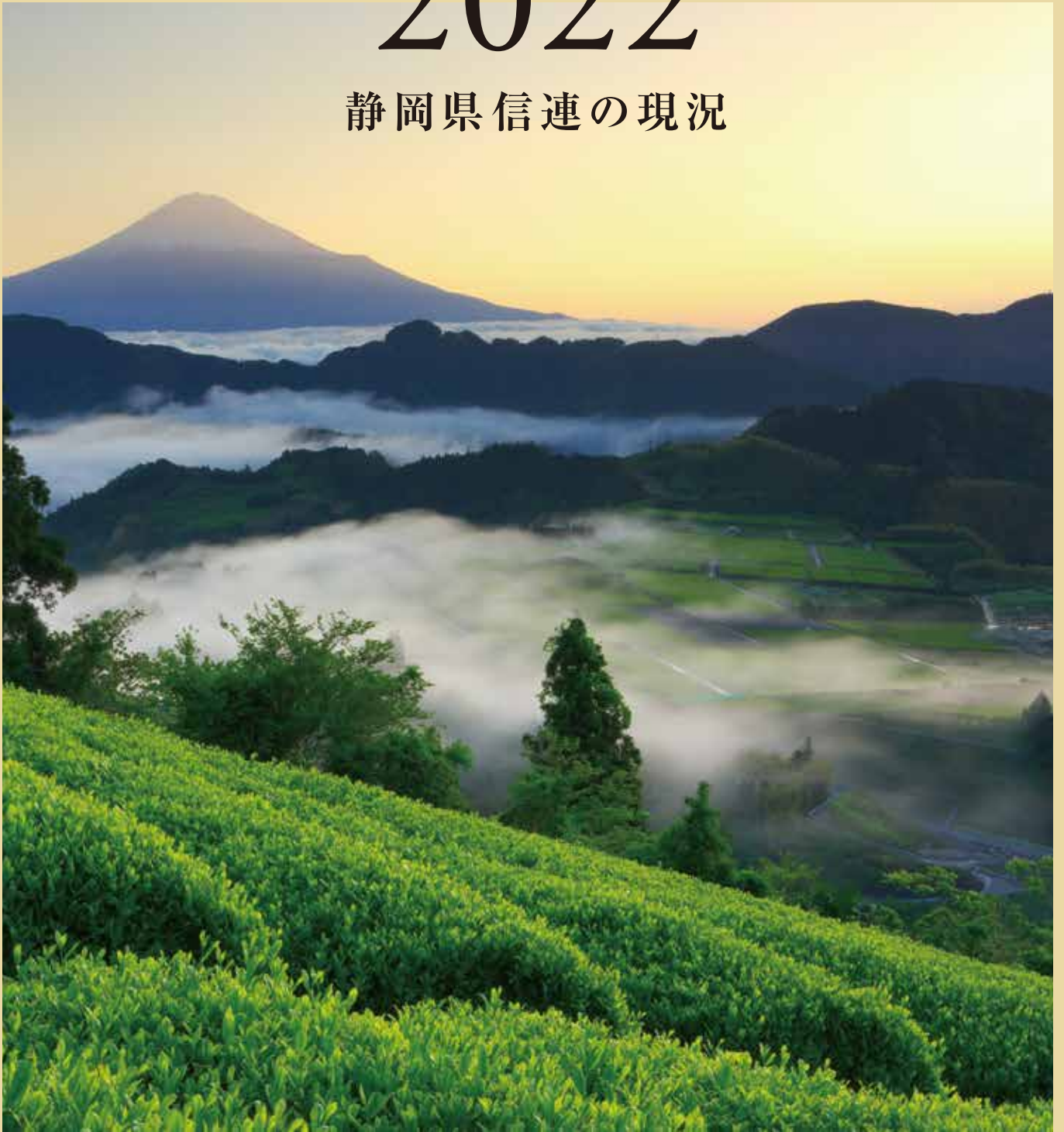


2022年ディスクロージャー誌

DISCLOSURE

2022

静岡県信連の現況



KENSHINREN
静岡県信連

CONTENTS

01 ごあいさつ

02 JAバンク静岡とは

- 02 ● JAグループの枠組み
- 03 ● JAバンクシステム

04 当会の考え方

- 04 ● 経営方針
- 04 ● 中期経営計画
- 06 ● JAバンク自己改革の取組み
- 14 ● 地域の皆さまとの関わり
- 15 ● リスク管理

25 業務のご案内

- 25 ● 貯金等窓口業務
- 26 ● 融資業務
- 27 ● 為替・決済業務
- 27 ● 受託貸付業務
- 27 ● 資金運用業務
- 27 ● 系統金融企画・推進業務
- 27 ● 相談・研修業務
- 27 ● 電算業務
- 28 ● オンラインサービス
- 29 ● 手数料一覧

30 組織

- 30 ● 組織
- 32 ● 店舗
- 32 ● 特定信用事業代理業者に関する事項
- 33 ● 沿革

34 業績

- 34 ● 業績
- 48 ● 役員等の報酬体系
- 49 ● 貯金計数
- 49 ● 貸出金計数
- 54 ● 有価証券計数
- 56 ● 経営諸指標
- 58 ● 連結情報
- 73 ● 計算書類等の適正等に係る確認書

74 自己資本の充実の状況

- 74 ● 単体
- 86 ● 連結

96 ご案内

- 96 ● ホームページ
- 96 ● JAバンク静岡の相談窓口

97 索引

●本冊子は、農業協同組合法第54条の3の規定に基づいて作成したディスクロージャー誌です。



静岡県信連シンボルマーク 込められた意味

デザイン

上方に向かって伸びる直線は『調和・地域・協同・創造・健全』を意味し、それら5つが団結して、JA・信連一体となって上昇することを意味しています。また、常に安定した社会を創造し、未来に前進することも表現しています。

カラー

- 赤 常に前進しようとする情熱とエネルギー
- 白 何ものにも染まらぬ潔白
- 黒 確固たる信念、強い意志、団結、安定

ごあいさつ



経営管理委員会会長 鈴木 正三 代表理事理事長 田代 芳彦

皆さまには、日頃より静岡県信連をお引き立ていただきまして厚くお礼申し上げます。

このたび「2022年ディスクロージャー誌」を作成いたしましたのでご案内いたします。

本誌では、JAバンク静岡の概要、当会の経営方針・業務内容や近年の業績に至るまで広く取上げ、皆さまにわかりやすくお伝えすることを心がけて作成いたしました。ぜひご覧いただき、当会に対するご理解を深めていただければ幸いに存じます。

当会は昭和23年の設立以来、農家組合員・地域の皆さまの繁栄及び地域社会の発展に貢献することを使命に事業を展開させていただいております。これもひとえに皆さまのご愛顧、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、ご高承のとおり、令和3年度の日本経済は、堅調に推移する米国経済等を背景に持ち直しの動きがみられた一方、半導体等の供給制約がサプライチェーンに深刻な影響を及ぼし、製造業等を中心に企業業績の回復が妨げられました。また、コロナ危機から回復に向かっていた世界経済は、ロシアとウクライナを巡る地政学的リスクの高まりから、資源高や供給制約を背景に先行きは不透明な状況となり、緊迫した国際情勢が継続した場合、物価上昇が世界経済の下押し圧力となることが懸念されます。

金融を巡る情勢は、平成28年から続くマイナス金利政策のもと、金融機関においては収益力の強化やポストコロナを見据えた取引先支援の深化に加え、脱炭素やデジタル化等、急激なパラダイムシフトへの対応を迫られており、社会課題の解決と金融機関自らの経営戦略を一体で捉えた持続可能な「サステナブル経営」の実践が求められています。

農業・JAを巡る情勢は、RCEP、TPP11、日EU・EPA等による貿易自由化が進展する中で、国連食料システムサミット(FSS)において、持続可能な食料システムへの変革に向けた今後の取り組みの方向性を示した「行動宣言」が発出されました。このような中で、JAグループは令和3年10月の第29回JA全国大会で「みどりの食料システム戦略」をふまえた「環境調和型農業」の推進に取り組む旨を含む大会決議を採択しました。

こうした情勢下、当会は『静岡県信連グループ中期経営計画(2020～2022年度)』の中間年度として、
アグリジョナル コーディネーター
 「Agrigrigional Coordinator 食と農を未来へ ヒトと地域をつなぐ信連へ」をビジョンに掲げ、目標の達成に向け邁進してまいりました。

令和4年度につきましては、中期経営計画の最終年度にあたり、目標を完遂するとともに、JAバンク静岡の発展に資する更なる機能発揮により、農業所得増大・地域活性化等の実現に向け取り組みを加速させていく所存でございます。

今後におきましても、引き続き格別のご支援・ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

JAバンク静岡とは

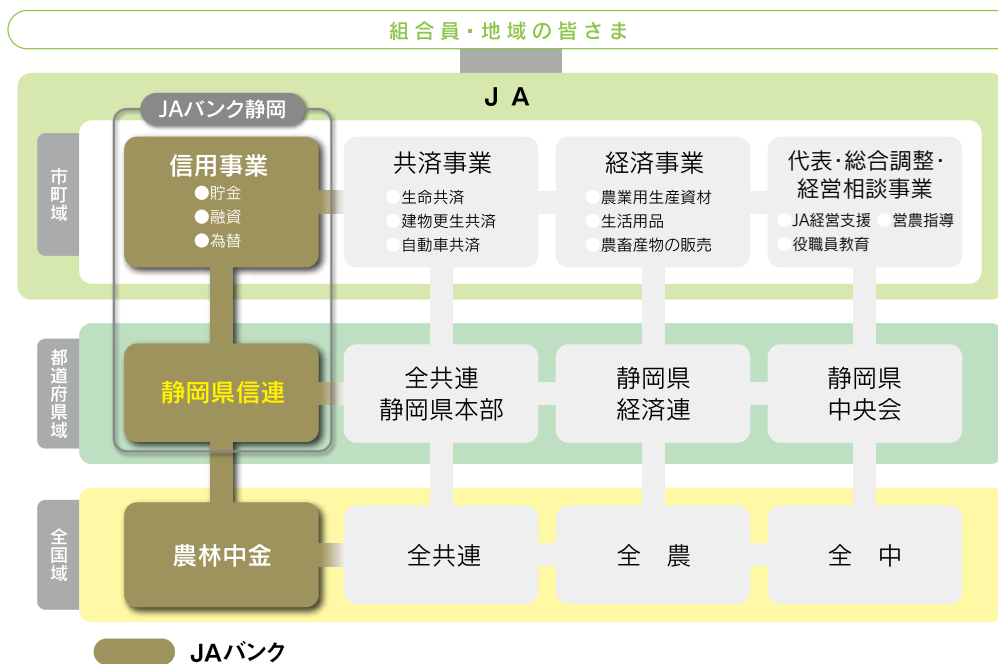
JAグループの枠組み

「JA」は農業協同組合の愛称で、信用事業、共済事業、経済事業、経営相談事業等様々な事業を行っています。このうち信用事業は総称して「JAバンク」と呼ばれており、各地域のJAと各都道府県域において信用事業の本部機能を担う信用農業協同組合連合会（信連）、全国域の本部機能を担う農林中金とで「JAバンク」グループを形成しています。

当会は、信用事業を行う都道府県段階の連合会組織として

静岡県下JAの事業運営をサポートするとともに、県域を営業エリアとする地域金融機関として皆さまのお役に立つ金融サービスを提供しています。当会はJAグループの一員として、県下JAと一体となってJAの組合員及び地域の皆さまから信頼される事業運営に努め、地域の農業及び経済の発展に貢献してまいります。

JAグループ組織図



JAバンク静岡のネットワーク



組合名

- | | |
|----------|-----------|
| ① JAふじ伊豆 | ⑥ JA掛川市 |
| ② JAしみず | ⑦ JA遠州夢咲 |
| ③ JA静岡市 | ⑧ JA遠州中央 |
| ④ JA大井川 | ⑨ JAとびあ浜松 |
| ⑤ JAハイナン | ⑩ JAみっかび |

※ 各JAの詳細について

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/tenpo/>

JAバンクシステム

JAバンクシステム

便利と安心の「JAバンクシステム」です。

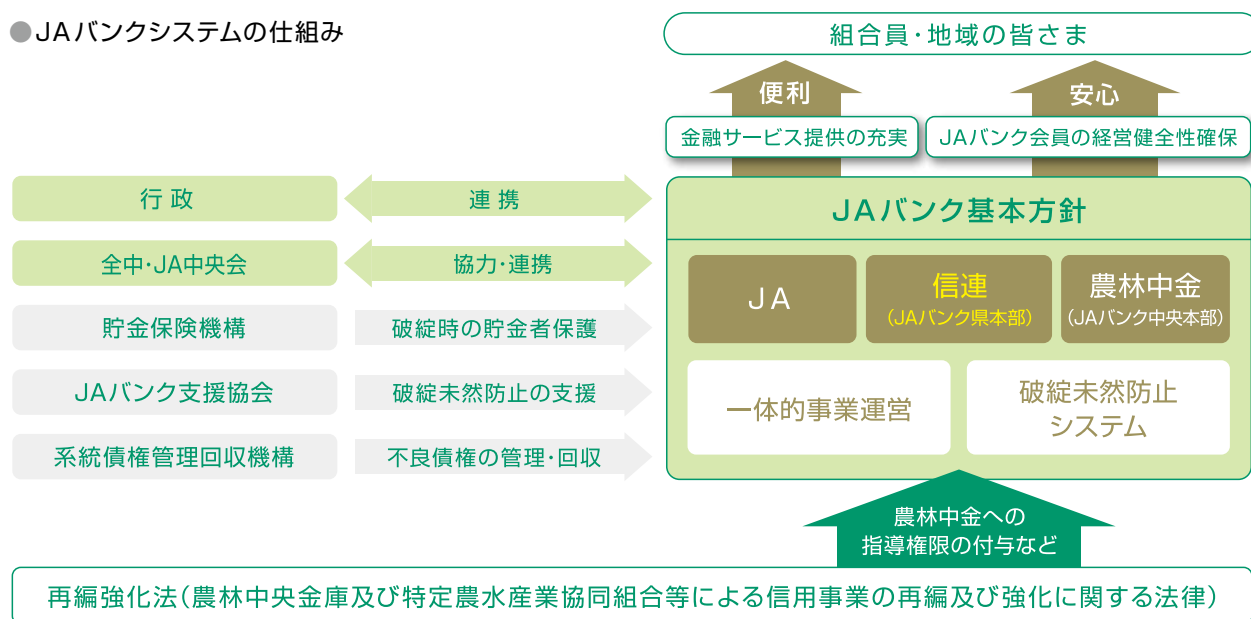
「JAバンクシステム」とは、再編強化法に則り、JAバンク会員総意のもと策定された「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が実質的に一つの金融機関（JAバンク）として機能し、一体的に事業運営に取り組むシステムです。

金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」と、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」

の2つの柱で、組合員・地域の皆さまに、より一層の「便利」と「安心」をご提供します。

JAバンクは豊富な資金量とワイドなネットワークを活かして総合金融サービスを提供し、組合員・地域の皆さまに貢献しています。

● JAバンクシステムの仕組み



JAバンク・セーフティネット

“安心”だから「JAバンク」が選ばれます。

より安全な金融機関としての信頼を得るために、JAバンクでは「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。

第一は公的制度である「貯金保険制度」。そして第二は「JAバンクシステム」のもと、JAバンク全体で経営の健全

性を確保する取り組みである「破綻未然防止システム」。

この2つの仕組みから成り立つ「JAバンク・セーフティネット」で、組合員・地域の皆さまに、より一層の“安心”をお届けします。

● JAバンク・セーフティネットの仕組み



※ 1. JAバンク支援基金 … 全国のJAバンク会員等が拠出した負担金により運営されている基金です。
2. 県相互援助積立金 … 県域が個別に定めた基準により拠出した財源(積立金)です。

当会の考え方

経営方針

当会は、“農協金融を協同の精神で支援する県単位の連合組織金融機関”であるとともに、“地域社会と地域経済に密着した金融機関”として会員・お客さまの期待と信頼にこたえることを使命とします。

理念

- 連合組織金融機関として調和を大切に効率的な組織機能を発揮します。
- 創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指します。
- 社会的責任を自覚した健全経営を行います。

行動規範

連合組織金融機関

- 系統金融機関として資金の運用と信用秩序の維持機能の役割を担い、自己責任に基づいた健全経営を確立し、会員への安定的利益還元と機能提供を図ります。

地域金融機関

- 金融サービス、情報の提供をとおしてお客様の豊かな暮らしに貢献します。
- 地域のパートナーとして農業の発展と地域経済に貢献します。
- 緑を大切に生活環境に根ざした文化活動に貢献します。

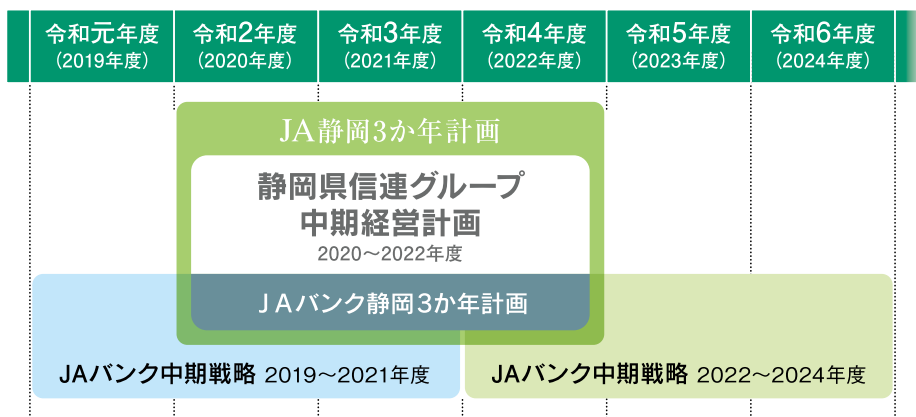
組織・職場の活性

- 職員の個性を大切にし金融のスペシャリストを目指し幅広い視野に立って能力の開発と人材の育成を実践します。
- 系統金融組織と職場の合理性・効率性を常に追求し、自由闊達な職場風土を作ります。

中期経営計画

中期経営計画の位置付け

静岡県下JAグループ全体の中期経営計画としてJA静岡3か年計画があり、その中の信用事業について『静岡県信連グループ中期経営計画』があると同時に、JAバンク基本方針に定める総合的戦略である「JAバンク中期戦略」を考慮した『JAバンク静岡3か年計画』があります。



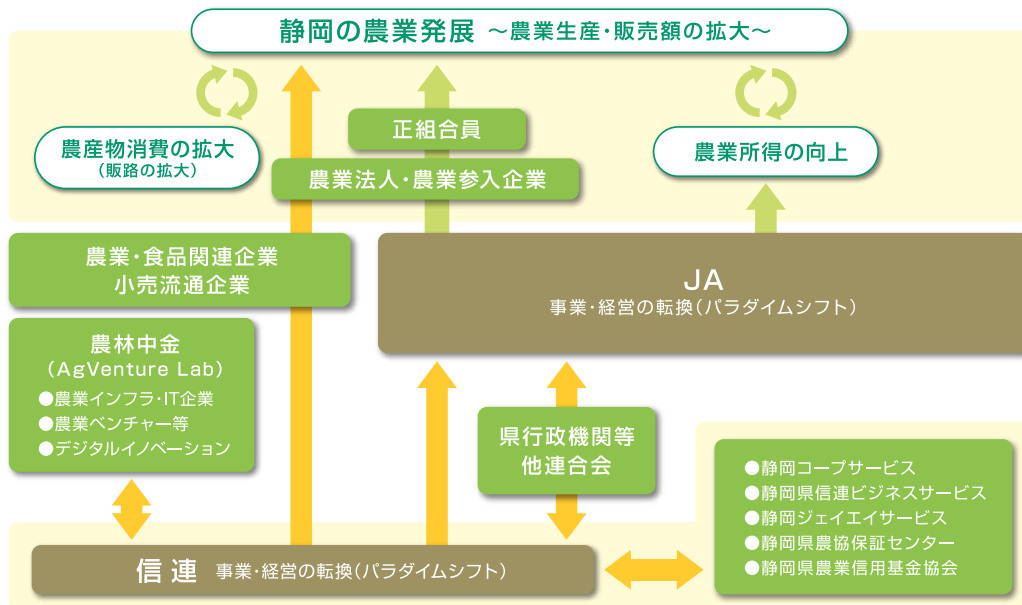
中期経営計画の概要

当会では、「静岡県信連グループ中期経営計画(2020～2022年度)」において、「Agrigional Coordinator ～食と農を未来へ ヒトと地域をつなぐ信連～」をビジョンとして掲げ、静岡の誇る食と農を未来へつないでいくため、ヒトと地域、食農分野をつなぎ、静岡の農業の発展になくてはならない存在となることを目指し、取り組んでいます。

「JAバンク静岡3か年計画」においては、「農業と地域をつなぐJAバンク機能の発揮 ～農業・地域に貢献し、選ばれ必要とされ続けるJAバンク静岡の実現～」を基本目標とし、組合員・地域の皆さまへ

のサービスを強化するとともに、取引深耕や地域シェア向上を意識した事業量の拡大及び質重視の取り組みを行っています。

また、静岡県信連グループは、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の趣旨に賛同し、「創造性ある金融サービスをおととして地域社会に貢献する」という経営理念のもとに、「Agrigional Coordinator」として、ヒトと地域、食農分野をつなぎ、地域社会と農業の持続的発展に貢献して参ります。



JAバンク自己改革の取組み

農業を取巻く状況は厳しさを増すなか、JAグループは、平成26年に自らの改革として「JAグループ自己改革」を策定しました。JAバンクも、JAグループの一員としてこれまで以上に農業・地域に貢献していくため、信用事業の取組みを「JAバンク自己改革」として取りまとめ実践してきました。

当会におきましても、JAバンク静岡アグリサポートプログラムをはじめとした農業者支援やJAらしい金融サービスの提供等の県域施策を推し進め、今後も引き続き、農業所得増大・地域活性化に結び付く取組みを継続していきます。

●信連による県域施策

取組項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
農業所得増大と地域活性化に資する踏み込んだ対応	JAバンク静岡アグリサポートプログラムの実践（累計金額(百万円)）	98	358	694	909	1,083	1,253
	農業者（組合員）への融資サポート ・新規貸出件数 ・農業資金新規実績(百万円)	－ 6,891	1,124件 5,837	1,311件 6,674	1,355件 8,147	－ 5,552	－ 8,341
	JA担い手サポートセンター機能構築への取組み	各種研修会の開催等					
	販路拡大による農業者の所得向上 ・商談会開催による成約件数 ・企業等とのビジネスマッチング成約件数 (システムや農業者所得に繋がる取組み)	3件 －	15件 18件	9件 12件	－ 17件	－ 39件	－ 32件
JAが営農経済事業に全力投球できる環境整備	JA営農・経済事業の成長・効率化に向けた取組支援	－	－	1JA	2JA	3JA	2JA
	JA店舗機能・運営体制の整理（JA店舗再編支援店舗数）	－	4店舗	17店舗	32店舗	22店舗	22店舗
	非対面チャネルの普及促進 ・IB契約数 ・JAバンクアプリ契約数	－ －	21,194件 －	28,315件 －	37,967件 3,614件	48,236件 18,365件	58,361件 17,675件
	信用事業合理化策及び事務の集約・効率化	「貸出・保証審査支援システム」、「本人確認書類管理システム」、「自己査定システム」、全信用事業店舗へのOTM導入、ATM通帳発行機能装備など					
	・助成金対象台数 ・OTM導入にかかる助成額(百万円)	－ －	31台 36	369台 475	－ －	－ －	－ －
農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供・地域貢献	農業応援金融商品の企画・販売(百万円) 《食の王国しずおかプレゼントキャンペーンの展開》	29	31	24	－	－	－
	JAバンク食農教育応援事業の展開 ・食農教育補助教材の寄贈 ・冊子数 ・JA食農教育活動への事業費(千円)	531校 61千冊 8,190	531校 46千冊 8,190	533校 46千冊 8,190	534校 45千冊 －	530校 41千冊 －	530校 39千冊 －
	農畜産物直売所利用促進への取組み 《JAカード5%割引》 ・JAカード利用件数(千件) ・JAカード利用金額(百万円)	－ －	171 349	254 521	338 703	401 870	417 920
	子育て世代とのコミュニケーションの充実 ・子育て応援アプリダウンロード数(累計件数(件))	－	10,157	11,664	12,173	11,824	－
	店舗再編に伴う金融移動店舗車両のJAへの導入支援	－	2台	2台	2台	－	3台

農業者・中小企業等の経営支援に関する取組方針

当会は、「創造性ある金融サービスをとおして地域社会と夢のあるつながりを目指す」という理念のもと、堅実・健全な経営を行い、農業者・中小企業等のお客さまに質の高い総合金融サービスをご提供することを「当会の最も重要な

役割のひとつ」として位置付け、業務を通じ地域の社会的課題の解決と経済発展の両立を図ることで、サステナブル経営(SDGs 経営)を実践して参ります。

農業者・中小企業等の経営支援及び地域の活性化に関する態勢・取組状況

1 JAバンク静岡アグリサポートプログラム

JAバンク静岡では、平成28年度よりJAバンク全国施策ではカバーしきれない領域を補充すべく、全国施策と併せて「JAバンク静岡アグリサポートプログラム」を展開し、県内農業者の所得向上及び持続的な発展に向けた取組みを実践しています。



●令和3年度実施施策

施策	内容
JAバンク静岡保証料助成	農業資金のお借入をされる農業者を支援するための保証料助成による金融支援。
災害対策資金	県内で発生した自然災害等により被害を受けた農業者の早期復旧を支援するための利子補給・保証料助成による金融支援。
担い手育成支援	農畜産業の担い手の育成や、地域農業基盤の振興・発展及び地域活性化に繋げるため、県内の農業高校等の学生が行う研究等に対する費用助成。
親元就農支援	若い労働力の確保や後継者育成に繋げるため、親元就農者の知識や技術習得のために支出した費用を助成。
JAバンク利子補給(全国施策)	農業資金の融資を受ける農業者の借入負担の軽減を図り、経営をバックアップするための利子補給による金融支援。



2 金融面における支援体制

融資相談窓口の設置

各融資営業の担当部店にお客さまからの融資相談に係る「相談窓口」を設置し、新規のご融資や金融円滑化等の各種ご相談に対応する体制を整備しています。

※ 当会の金融円滑化に係る方針については、「金融円滑化に係る基本的方針」P21をご参照ください。

経営革新等支援機関としての支援

当会は、平成30年8月31日付で「経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）の認定を受け、行政が行う経営効率化への取組みや新技術等を取入れた設備投資に対する様々な補助金・税制優遇等の支援措置にも柔軟に対応することができる体制を整備しています。

農業生産者や中小企業の皆さまが抱える様々な経営課題の解決に向け、農業専門金融機関としてのコンサルティング機能の発揮に努め、引き続き地域の農業と経済の発展に貢献していきます。



子育て支援商品の取扱い

JAバンク静岡では、地域・社会へ貢献する金融機関として、少子化対策の観点から静岡県及び県下全市町により実施されている『子育て支援パスポート事業』に賛同し、お得な特典のある「子育て支援定期積金 すくすく」、「子育て支援定期積金 すくすくプラス」をご用意しております。

JAバンク静岡では、今後も子育て支援商品のご提案や情報提供を充実させ、子育て世代のライフプランを応援していきます。



遺言信託代理業務の取扱い

農中信託銀行の遺言信託代理店として、県下5JAにおいて遺言信託代理業務の取扱いをしております。

相続一般に関することのご相談や、財産に関する遺言書作成など、遺言者さまからのスムーズな資産・事業承継が行えるようお手伝いをさせていただきます。



新型コロナウイルス感染症対策資金への対応

新型コロナウイルス感染症により農業経営への直接または間接的な被害を受け、県下JAにおいてお借入れをされた方に対し、農業経営の継続を支援するための緊急措置として、令和5年3月末まで以下の金融支援を実施しています。

(1) JAバンク利子補給

- ① 災害対策資金に対し、年1.0%以内の利子補給を実施します。
- ② 利子補給対象期間は、借入日から最長5年間となります。

(2) 保証料助成 保証料相当額を全額助成します。



非対面金融サービスの提供 ～「JAネットバンク」「JAバンクアプリ」～

JAバンクでは、個人のお客さま向けに「JAネットバンク」、「JAバンクアプリ」のサービスを提供しております。「JAネットバンク」は、残高照会や入出金明細の確認、振込だけでなく、定期貯金取引や一部ローン取引等、時間や場所を問わずに利用可能なサービスであり、安心かつ便利にご利用いただけます。また、「JAバンクアプリ」では、残高照会、入出金明細をスマホで簡単に確認することができます。

今後もJAバンクでは、非対面金融サービスにおける、お客さまの利便性向上に努めてまいります。



3 事業展開に係る支援態勢等

JAバンク静岡 アグリビジネスセミナーの開催

令和4年2月に、農業経営の持続的かつ安定した発展に資することを目的に、農業経営における課題として挙げられることが多い「雇用管理」・「人材育成」をテーマとして、社会保険労務士法人リライアンス代表鈴木泰子氏、有限会社ル・メルシー代表取締役佐々木敦史氏を招いたセミナーを静岡県と共同開催しました。



ふじのくに総合食品開発展2022の開催

令和4年2月1日～2月28日の期間、静岡県と静岡県下JAグループ等が連携したオンライン方式による商談会を開催し、JAや農業者が取り扱う農畜産物・同加工品をウェブ上に登録してPRするとともに、全国のバイヤーとのマッチングを行い、農商工連携や6次産業化の促進、新たな販売先の拡大に努めました。



農業者に対するコンサルティング機能の発揮

地域農業の発展の担い手となる農業者に対して、事業性評価の取り組みを通じて経営課題を可視化し、JAの総合事業体の強みを活かした解決策の提案を進めており、金融面の支援に加え、事業面も含めた農業者の経営力強化に貢献する取り組みを実践しています。



ビジネスマッチング

お取引先の販路拡大や各種課題の解決に向けたビジネスマッチングに積極的に取り組んでいます。令和3年度のマッチング件数は52件となり、うち33件が成約となりました。

なお、令和3年度の主な食農ビジネスマッチングの取り組み内容は以下のとおりとなっております。

< 系統組織と連携した主な成約事例(食農ビジネスマッチング) >

連携先	ニーズ内容	マッチング先	概要
JAハイナン	紙コップ緑茶Leaf Tea Cup (静岡牧之原産茶葉使用)の販路拡大	小売業 食品卸売業	JAグループのネットワークを活用し県内外の企業からの購入が決定
JA静岡市	スルガエレガント果汁の販路拡大	菓子製造小売業 酒造業	スルガエレガント果汁を用いた新商品を開発することが決定
食品卸売業	鰻(蒲焼用)の販路拡大	JAとびあ浜松	ファーマーズマーケットにて販売が決定
食品卸売業 (農林中央金庫紹介先)	コンビニ向け「冷やし焼き芋」の原料の仕入先確保	JAハイナン JAふじ伊豆 (旧JA三島函南) 農業生産法人	JA及び農業生産法人が生産するさつまいもの出荷が決定
食品製造業	静岡県産有機荒茶の仕入先確保	静岡経済連	有機荒茶10tの出荷が決定
酪農業	今後の増頭計画、コロナ禍による外国人労働者不足を解消するための人材派遣業者の紹介	人材派遣業 (農林中央金庫紹介先)	インドネシア人の特定技能資格保有者2名を紹介し、採用されることが決定
農業生産法人	トウモロコシの海外展開	食品卸売業 (農林中央金庫紹介先)	輸出入商社を紹介し香港向けの輸出を開始
農業生産法人 静岡経済連	農水省向けに提出する輸出事業計画の策定サポート先の紹介	農林中央金庫	輸出事業計画書の策定及びサポートを実施
食品卸売業 (農林中央金庫紹介先)	オンラインショップの販売強化に向けた果物(静岡県固有)の仕入先紹介	JAふじ伊豆 (旧JAなんすん)	西浦レモネード100kgの出荷が決定
金融業 (農林中央金庫紹介先)	当社運営のポイント交換サイトの商品ラインナップ充実化に向け、掲載する食品加工会社の紹介	農業生産法人 食品製造業	ポイント交換サイトへの掲載が決定
飲食業 (農林中央金庫紹介先)	ファミリーレストランの店舗で出るコーヒー豆かすの有効活用(食品リサイクルループの構築)	酪農業 食品製造業	コーヒー豆かすを原料とした飼料で飼育した牛から生産された生乳を原料にホワイトソースを製造し、ファミリーレストラン全店舗に納入(かぼちゃとさつまいものドリアに使用)



地域社会への貢献等に対する取組み

JAバンク静岡から県内の小学校への教材本贈呈

JAバンクでは全国的な取組みとして、子どもたちの農業への理解をはぐくみ、地域農業の発展に貢献することを目的とした食農教育応援事業を展開しています。

この事業の一環として、補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を制作し、子どもたちが食・環境・農業・金融経済への理解を深めるきっかけとなるよう全国の小学校に贈呈しています。

JAバンク静岡では、令和4年3月15日(火)に静岡県教育委員会へ目録を贈呈するとともに、県内530校(特別支援学校含む)の小学5年生(約3万9千人)に教材を贈呈しました。

また、ユニバーサルデザインの考えに基づいた「特別支援教育版」も制作し、特別支援学校や特別支援学級に贈呈しています。



金融情報誌「JAmp」の発行

「県内の遊・食・知をお届けする情報誌」として、金融関連情報のみならず季節の特集、地域の名所、静岡の旬の食材に関する情報等を四半期単位(年4回)で発行しています。

県下JAの店舗にてご覧いただけるほか、JAバンク静岡のホームページにも掲載しています。



高齢者における特殊詐欺未然防止対応について

JAバンク静岡では、平成30年4月から高齢利用者を対象としたATM利用制限により、特殊詐欺等の未然防止対応を行ってきましたが、犯罪グループの手口も巧妙化し被害が多発している状況にあることや、静岡県警察本部からの被害防止に向けた取組要請も踏まえ、令和4年1月から新たな利用制限の追加により、更なる被害防止及び被害額の極小化に努めています。



ローンキャンペーンを通じたSDGs達成に向けた取組み

JAバンク静岡では、SDGs 達成に向けた取組みの一環として、「静岡の美しい森林づくりに貢献！未来へつながるローンキャンペーン」を実施いたしました。

本キャンペーンは「カーボンニュートラルの達成」及び「質の高い教育機会の提供」を実現するために、マイカーローンと教育ローンを対象としています。

また、県下JAのキャンペーン対象ローン実行額の合計100万円につき100円をJAバンク静岡が「ふじのくに美しい森林づくり緑の基金」（静岡県森林組合連合会）に拠出しました。



「フードバンクふじのくに」への食料の寄贈

「フードバンクふじのくに」の設立の目的である「まだ安全に食べられるにもかかわらず処分されてしまう食料を、企業や個人から寄贈を受け、支援を必要としている人に適切に配るフードバンク事業を地域の仕組みとして確立させ、相互扶助の社会作りを目指す」ことに賛同し、令和3年5月に「カンパン(480缶)」、8月に「ひじきご飯等(696食)」、令和4年1月に「五目ご飯等(1,600食)」を寄贈しました。



「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」による地域の民俗芸能保存・伝承活動への支援

当会では、農協法制定50周年記念事業の一環として平成11年3月に創設した「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」により、これまで、横岡八幡神社神楽保存会（島田市）を始め、東田町自治会（掛川市）や川名ひよどり保存会（浜松市）等、のべ254団体に対して助成を行い、静岡県内各地の民俗芸能の保存・伝承活動に取り組んでいる団体や個人に対する助成活動をとおして、地域文化活動を支援しています。

令和3年度(第23回目)は、8団体に対し総額239万円の助成を行いました。

なお、第24回目の募集は令和4年10月から11月まで実施し、助成金交付については令和5年4月に行う予定です。

また、静岡県内各地の国・県指定の無形民俗文化財保護団体を掲載した「しずおか民俗芸能マップ」を作成しています。



「公益信託JA・静岡県信連民俗芸能振興基金」に関するお問い合わせ先

●農中信託銀行株式会社 TEL.03-5281-1420 ●静岡県信連 総務部 TEL.054-284-9652



環境保全活動への取り組み

令和3年11月に安倍川の河川敷で開催された「第19回 安倍川流木クリーンまつり」に当会役員とその家族65名がボランティアとして参加しました。今後も地域に根ざした環境保全活動に積極的に取り組んでいきます。



再生可能エネルギーの導入

CO2削減を目的として、令和4年4月から当会曲金寮・北安東寮に「CO2フリー電気（再生可能エネルギー）」を導入いたしました。

※「CO2フリー電気」とは、水力発電所等の再生可能エネルギー電源に由来する非化石証書の使用により環境価値を付加することで、実質的に再生可能エネルギー100%かつCO2ゼロエミッションの電気です。



「静岡県信連SDGs宣言」の表明

令和3年4月にSDGs宣言を行いました。

「国連が提唱する「持続可能な開発目標 (SDGs)」の趣旨に賛同し、「創造性ある金融サービスをとおりて地域社会に貢献する」という経営理念のもとに、「Agricultural Coordinator」として、ヒトと地域、食農分野をつなぎ、地域社会と農業の持続的発展に貢献します。」



地域の皆さまとの関わり

地域に対する当会の考え方

当会は静岡県下JA等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済に密着した地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のJAにお預けいただいた組合員及び地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、資金を必要とする組合員の皆さまや、JA・農業に関連する団体及び県内の企業・地方公共団体等にもご利用

いただいています。

当会は、JAとの強い絆とネットワークを形成することで信用事業機能を強化し、皆さまの経済的・社会的地位の向上を支援するとともに、地域のパートナーとして農業と地域経済の持続的発展に貢献することを使命としています。

また、金融サービスの提供にとどまらず、文化、教育、環境、福祉といった面も視野に入れ、地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

地域の皆さまからの資金調達・地域の皆さまへの資金供給の状況

1. 地域の皆さまからの資金調達の状況

預り先別貯金残高

(単位：百万円)

預り先	令和2年度	令和3年度	増減
会員	3,955,433	3,909,912	△ 45,521
農協	3,930,140	3,886,265	△ 43,875
連合会	10,534	7,027	△ 3,507
会員の組合員	545	381	△ 163
准会員・みなし会員	14,213	16,237	2,024
員外	33,626	23,805	△ 9,821
合計	3,989,059	3,933,717	△ 55,342

※ 譲渡性貯金は除いて表示しています。

2. 地域の皆さまへの資金供給の状況

貸出先別貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	令和2年度	令和3年度	増減
会員	3,843	5,832	1,989
農協	182	1,621	1,438
連合会	1,114	1,621	506
会員の組合員	1,719	1,849	129
准会員・みなし会員	826	740	△ 86
員外	101,312	101,877	565
合計	105,155	107,710	2,554

※ 県外貸出金は除いて表示しています。

農業関係貸出金残高(県下JA・当会取扱分)

(単位：百万円)

資金名	令和2年度	令和3年度	増減
プロパー資金	20,123	19,640	△ 483
農業制度資金	16,885	17,702	817
農業近代化資金	4,833	6,355	1,522
スーパーL資金	11,392	10,840	△ 551
その他制度資金	659	505	△ 153
合計	37,008	37,342	333

※ 当会の主な融資業務については、P26の「融資業務」をご参照ください。

新型コロナウイルスにかかる「災害等相談窓口」について

JAバンク静岡では、令和2年3月より、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けられました事業者・農業者・農業法人等を対象に「災害等相談窓口」を設置しております。〈お問い合わせ先〉●静岡県信連 農業部 TEL.054-284-9528

リスク管理

リスク管理に対する考え方

近年における金融市場の急速な変化は、金融機関を取り巻く経営環境の不確実性を高め、複雑かつ多種のリスクをもたらしています。

こうした中、当社が健全性・安全性の確保と高い信頼性を維持していくためには、リスクに対する有効な内部管理体制を確立し、直面しているリスクに対応する能力を高め、適切なリスク管理を行うことが重要であると認識しています。

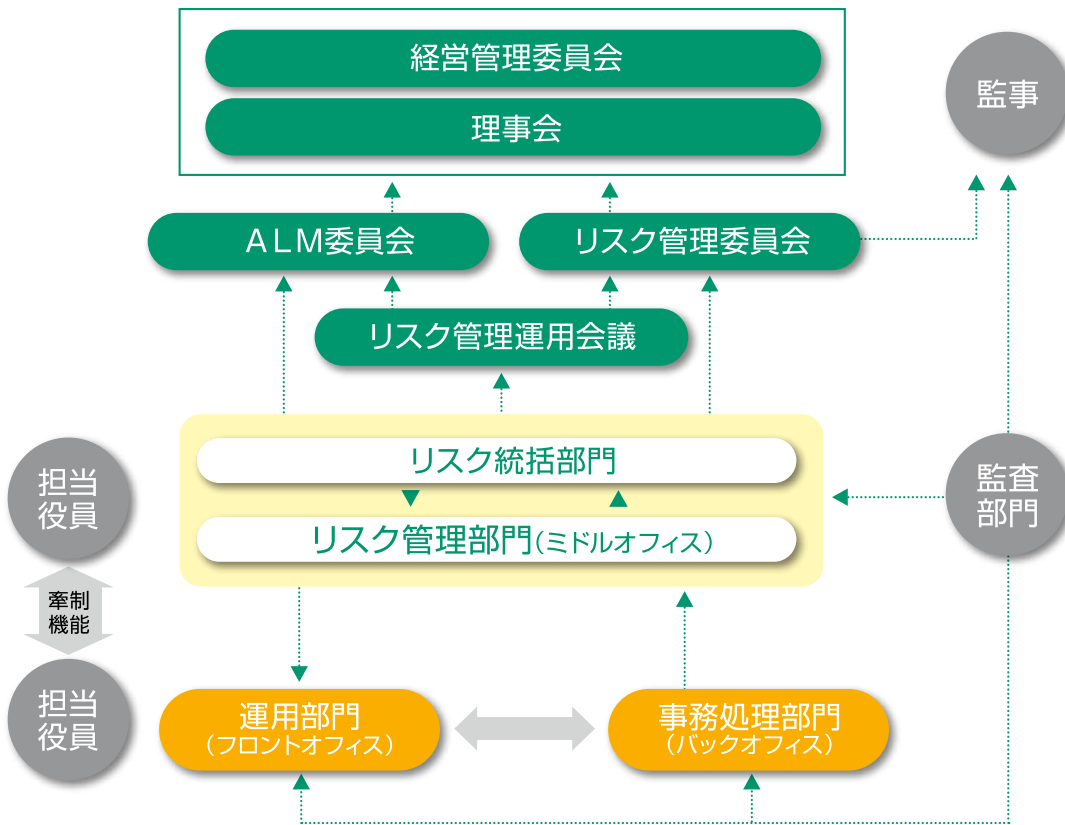
当社ではリスク管理態勢の強化・充実を経営上の最重要事項として「リスクマネジメント基本方針」のもとに、ALM委員会・リスク管理委員会を両輪として、リスク管理強化に努めています。

さらに、信用リスク・市場リスクに対しては計量化手法によるリスク量の管理を行う等、リスクマネジメントの高度化に向けた取組みを進めています。

リスク管理体制

ポイント

1. 経営戦略の決定・周知
2. 相互牽制機能の発揮
3. リスク情報の集中・管理



ALM委員会

金利リスク等市場リスク管理に関する経営戦略の決定機関として、調達・運用全体の金利変動リスク等を踏まえ、最適資金配分及び資金運用方針等の検討・協議を行っています。

リスク管理委員会

経営の抱えるリスク構造等の実態把握と諸リスクの統合管理、これらを踏まえた各種リスクに係る限度額の設定・管理等を実施するとともに、諸リスクの情報を経営層並びに関係部署へ報告しています。

リスクの種類

信用リスク

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスク

市場リスク

金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産・負債（オフバランス資産・負債を含む）の価値が変動し、損失を被るリスク（金利リスク、価格変動リスク、為替リスク等）

流動性リスク

財務内容の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合及び資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）

市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）

オペレーショナル・リスク

●システムリスク

コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るリスク

コンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク

●事務リスク

業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク

●法務リスク

経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク

●レピュテーションリスク

評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるリスク

各種リスク管理

信用リスク管理

信用リスクに対しては、融資部門から独立した部署が審査を実施し、牽制機能を確保するとともに、内部格付制度による与信先別の与信限度額管理を行っています。また、格付別・業種別の与信状況についてもモニタリングを行い、与信集中を管理することによりリスク分散に努めています。

さらに、VaR等によるリスクの計量化を行い、市場リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

※ VaR（バリューアットリスク）とは、資産を一定期間保有した場合の最大損失額を過去の市場変動から統計的に算出した額のことです。

市場リスク管理

保有する有価証券について、複数の手法を用いた多面的な管理により、リスクのコントロールに努めています。また、日次においても評価及びリスク量等の計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

具体的には、VaRによるリスクの計量化を行い、信用リスクとともに、経営体力を基準に設定されたリスク許容量及び警告水準による管理を実施しています。

流動性リスク管理

流動性確保のため、大口の資金動向等の把握と管理を行い、流動性確保の状況を確認することで、流動性リスクの未然防止を図っています。

オペレーショナル・リスク管理

●システムリスク管理

システムリスクについては、情報資産の安全性確保とコンピュータシステムの安全な運営に努めるとともに、障害等による不測の事態への適切な対応により、リスク軽減を図っています。

●その他リスク管理

「コンプライアンス・マニュアル」に基づき、法令・規則及び基準等の遵守に取り組み、事務リスク等の未然防止を図っています。また、リスク情報についてはリスク管理統括部署において一元管理を行い、迅速な対応が図られるよう取り組んでいます。

コンプライアンスにかかる基本方針

当会は、系統信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、農業者及び地域の企業・住民のための協同組織金融機関として、①農業の健全な発展、②豊かな国民生活の実現、③地域社会の発展に貢献することを基本的な役割・使命としています。

当会が、経営を取り巻く様々な環境変化の中にあってもこうした基本的役割・使命を全うし、これまで以上に揺るぎない

地域社会からの信頼を確立していくため、ここに、①基本的使命と社会的責任、②質の高いサービスの提供、③法令等の厳格な遵守、④反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応、⑤透明性の高い組織風土の構築、⑥持続可能な社会への貢献の6項目からなる基本方針を定めます。

コンプライアンスにかかる基本方針

〈基本的使命と社会的責任〉

- 1 信連は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

〈質の高いサービスの提供〉

- 2 お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

〈法令等の厳格な遵守〉

- 3 関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

〈反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応〉

- 4 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ロンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

〈透明性の高い組織風土の構築〉

- 5 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

〈持続可能な社会への貢献〉

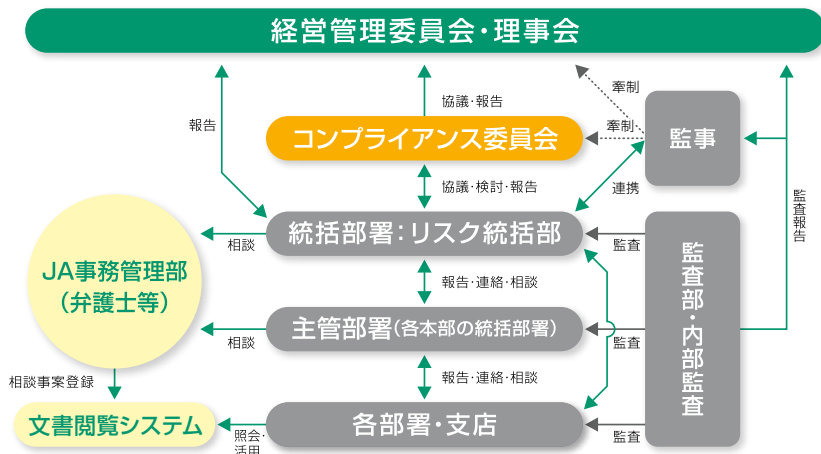
- 6 社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

コンプライアンス態勢

当会は、金融機関としての公共的使命と社会的責任を全うし、社会的信頼を確保するためにコンプライアンス経営の実践に取り組んでいます。

当会のコンプライアンス体制は、コンプライアンス委員会を設置、委員会は理事長を委員長に、役員・関係部長を委員

に構成し、また、コンプライアンス統括部署としてリスク統括部を位置付けています。各部署には、コンプライアンス担当者を配置し、役職員がそれぞれの立場・役割において誠実かつ公正な業務運営を遂行していくとともに、コンプライアンス重視の職場風土の醸成に取り組んでいます。



●コンプライアンス活動と今後の取組み

コンプライアンス態勢の確立に向けた法令遵守の職場風土を確固たるものとするため、コンプライアンス活動を強化・充実し、コンプライアンス重視の気風を役職員一人一人に浸透すべく、コンプライアンス・プログラムを策定し、役職員一丸となって取り組みます。

●コンプライアンスの啓発・周知徹底

コンプライアンス・プログラムに沿った会議及び職員研修等により、全役職員に対しコンプライアンスの啓発と徹底を図っています。

内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当会のすべての部署を対象とし、内部監査計画及び内部監査実施計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長及び監事に報告した後、被監査

部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。さらに、監査結果の概要を定期的に理事会及び経営管理委員会へ報告しています。特に緊急を要する重要な事項については、直ちに代表理事理事長、監事に報告するとともに理事会及び経営管理委員会にも報告し、迅速かつ適切な措置を講じることとしています。

内部統制基本方針

基本的な考え方

この連合会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての基本的使命と社会的責任を果たしていくために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理及び法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を次のとおり制定しています。

内部統制基本方針の内容

〈役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〉

- 1 (1) 法令等遵守を確保する体制として、この連合会の法令等遵守に関する重要事項の協議・評価等を行う機関としてコンプライアンス委員会を設置するほか、法令等遵守の問題を一元的に管理するコンプライアンス統括部署を設置する。
(2) 法令等遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を定め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
(3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス関係部署及び外部の法律事務所に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
(4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
(5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〈理事の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制〉

- 2 (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間及び管理基準を定めて適切に管理する。
(2) 業務の担当部署は、理事又は監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。

〈損失の危険の管理に関する規程その他の体制〉

- 3 (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたリスク管理の基本方針を制定する。
(2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動リスク)とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえたリスク管理の方針及びプロセスを定めて管理する。こうしたリスクマネジメントを適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
(3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本等の経営体力で許容できる範囲に収まるようコントロールし、同時にリスク・リターンを踏まえた資産運用を行い、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
(4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められていた要件に基づき規制資本に関するマネジメントを実施する。
(5) 大規模な災害による被災等の際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。

〈理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制〉

- 4 (1) 中期経営計画、年度事業計画及びその他の業務執行に関する計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
(2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事を含めた会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任する。
(3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。

〈この連合会及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制〉

- 5 (1) この連合会の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定める。
(2) 円滑なグループ運営を図るため、この連合会と子会社等の間において協議又は報告すべき事項を定め、子会社等の経営・業務の執行状況等を把握し、適宜指導・助言・管理・実績検討を行う。

〈内部監査体制〉

- 6 (1) この連合会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査部を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
(2) 内部監査は、この連合会の全業務及び子会社等を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
(3) 監査部は、内部監査終了後、監査結果を理事長及び監事に報告するほか、理事会へ報告する。理事長は、年度内部監査実施状況を取りまとめ、経営管理委員会へ報告する。
(4) 監査部は、監事及び会計監査人と定期的及び必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。

- 〈監事の職務を補助すべき職員に関する事項及び当該職員の理事からの独立性に関する事項〉
- 7 (1) 監事の職務執行を補助するため、独立した機構として監事室を設置する。
 (2) 監事室には、監事会運営に関する事務及び監事の指示する事項にかかる業務に従事する職員を配置する。
 (3) 監事室に配属する職員は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
- 〈理事及び職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制〉
- 8 (1) 理事は、この連合会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事会に報告する。
 (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合又はコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
 (3) 監査部は、監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
 (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
 (5) 前記1(3)の「ヘルプライン」制度の運用状況及びコンプライアンス統括部署が子会社等の内部通報制度担当部門から子会社等における内部通報の状況について報告を受けた内容を、監事に報告する。
- 〈監事に報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制〉
- 9 適正な目的により監事へ報告を行った当会の役職員及び子会社等の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保することとし、その旨を周知徹底する。
- 〈監事の職務執行について生ずる費用にかかる方針〉
- 10 監事はその職務執行について生ずる費用等を支弁するために、適切な予算枠を設けるとともに、監事が請求する費用について、監事の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用をすべて負担するものとする。
- 〈その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制〉
 監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
- 11 (1) 監事は、理事会及び経営管理委員会に出席するほか、重要な会議等に出席して、意見を述べることができるものとする。
 (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
 (3) 理事及び職員は、監事からの調査又はヒアリング依頼に対して協力する。
 (4) その他、理事及び職員は、監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

利用者保護等管理

当会は、お客さまの正当な利益の保護と利便の確保のため、「利用者保護等管理方針」及び関連規定により、利用者保護等管理の実践に取り組んでいます。

利用者保護等管理では、「利用者説明管理」、「利用者サポート管理」、「利用者情報管理」、「外部委託管理」、「利益相反管理」を構成要素とし、それに対する組織の体制と役割

分担を定め、お客さまへの情報提供、お客さまからの相談・要望・苦情等への対応、お客さまの情報（外部委託業務に係るお客さまの情報も含む）の適切な管理、お客さまの利益の保護に努めるとともに、評価・改善活動を通じて、管理態勢の強化・充実に取り組んでいます。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

- 1 利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
- 2 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応及び金融ADR制度において求められる措置・対応を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
- 3 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏えい及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
- 4 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
- 5 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考】 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

利益相反管理方針の概要

当会は、利用者の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を定めその概要を、次のとおり公表します。

〈対象取引の範囲〉

- 1 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務に係る利用者との取引であって、利用者の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

〈利益相反のおそれのある取引の種類〉

- 2 「利益相反のおそれのある取引」の種類は、以下のとおりです。
 - 利用者との間の利益が相反する類型
 - 当会の「利用者」と他の利用者との間の利益が相反する類型

〈利益相反の管理の方法〉

- 3 当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該利用者の保護を適正に確保いたします。
 - 対象取引を行う部門と当該利用者との取引を行う部門を分離する方法
 - 対象取引又は当該利用者との取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
 - 対象取引に伴い、当該利用者の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限り。）
 - その他対象取引を適切に管理するための方法

〈利益相反管理体制〉

- 4 ●当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針及び本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
 - 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を必要に応じ適切に検証し、改善いたします。

〈利益相反管理体制の検証等〉

- 5 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を必要に応じ検証し、見直しを行います。

情報セキュリティ

当会は、当会内の情報及びお預りした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが、当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、「情報セキュリティ基本方針」及び関連規定により、当会内の体制整備を図っています。

情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネット

ワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等を防止しています。

また、情報セキュリティ活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるように、情報セキュリティ管理態勢の強化に取り組んでいます。

情報セキュリティ基本方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#security>

個人情報保護

金融事業が常に広範なお客さま情報を取扱うものであることを強く意識し、当会業務に対する社会的信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）その他の

関連諸法令・ガイドライン等を遵守して、個人情報等の適正な管理、利用、提供及び開示に取り組んでいます。また、当会内の体制整備や職員の個人情報保護意識の高揚に努め、個人情報等の取扱いに関する苦情・相談に迅速に対応が図られるよう取り組んでいます。

個人情報保護方針 ▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#privacy>

金融円滑化に係る基本的方針

当会は、農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に向け取り組んでいます。

JAを基本構成員とする協同組合の県域金融機関として、「健全な事業を営む農業者・中小企業者等をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」と位置付け、

当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、「金融円滑化に係る基本方針」及び「金融円滑化管理規程」を定め、金融円滑化に関する取組体制を整えています。

また、当会は、金融円滑化を適切に進めるために、各融資営業の担当部店にお客さまからの金融円滑化に係る「相談窓口」を設置し、お客さまからのご相談等にはより一層丁寧な対応を心掛けています。

金融円滑化に係る基本方針 ▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

経営者保証に関するガイドラインへの対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインへの対応方針を定める等、態勢整備に取り組んでいます。

本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の

一層の促進に努めるとともに、お客さまとの保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて誠実に対応するよう取り組んでまいります。

経営者保証に関するガイドラインへの対応方針 ▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/enkatsuka/>

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

- 1 お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- 2 お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- 3 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実ではない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
- 4 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- 5 お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- 6 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応

苦情処理措置

当会では、お客さまに一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、当会業務に関するご相談及び苦情等を受け付けていますので、お気軽にお申し出ください。

- 1 相談・苦情等の申し出があった場合、これを誠実に受け付け、迅速かつ適切に対応するとともに、その対応について、必要に応じて信連内で協議し、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。
- 2 相談・苦情等への対応にあたっては、お客さまのお気持ちへの配慮を忘れずに、できるだけお客さまにご理解・ご納得いただけるよう努めます。
- 3 受け付けた相談・苦情等については、定期的に当会経営陣に報告するとともに、信連内において情報共有を推進し、苦情処理の態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。
- 4 一般社団法人JAバンク相談所でも、当会業務に関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出をうかがい、お申出者のご理解を得たうえで、ご利用の組合に対して迅速な解決を依頼します。

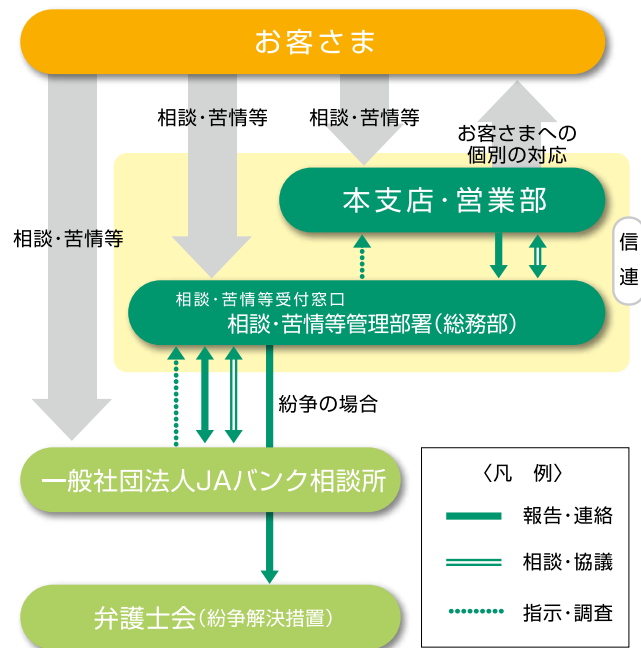
苦情等受付・対応態勢

当会では、右図のような態勢でお客さまからの声を真摯に受け止め、迅速な解決に努めるとともに、分析・業務改善活動を通じて商品や各種サービスの開発・改善に活用しています。

紛争解決措置

苦情等のお申し出については、当会が対応しますが、納得のいくような解決ができず、お客さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、JAバンク相談所を通じ、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

※ 当会の受付窓口及びJAバンク静岡の相談窓口については、P96の「ご案内」をご覧ください。



金融ADR(裁判外紛争解決)制度への対応

▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/wordpress/wp-content/uploads/2018/06/ce68b4fd9316edd09f5da45c60796bf1.pdf>

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつまじ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による

被害を防止するための指針」(以下、「政府指針」という。)等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

- 1 **〈運営等〉**
当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。
また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。
- 2 **〈マネー・ローンダリング等の防止〉**
当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。
- 3 **〈反社会的勢力との決別〉**
当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。
- 4 **〈組織的な対応〉**
当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。
- 5 **〈外部専門機関との連携〉**
当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人の他、マネー・ローンダリング等の組織犯罪等を行う反社会性を有する集団又は個人を指します。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#hansha>

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択する

とともに、会員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

- 1 **〈お客さまへの最適な商品提供〉**
お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。
- 2 **〈お客さま本位のご提案と情報提供〉**
お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。
- 3 **〈利益相反の適切な管理〉**
お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。
- 4 **〈お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築〉**
研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針 ▶▶▶ <https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/solicitation/#fiduciaryduty>

ハラスメントのない働きやすい職場環境の構築に向けた取組み

職場におけるハラスメント行為は、職員の尊厳を傷つける許されない行為であり、人権に関わる重大な問題です。

当会においても、ハラスメント行為は、職場秩序を乱し、円滑な業務運営に支障をきたす要因となり、さらに社会的評価にも悪影響を与える経営上の重大なリスクであるという認識のもと、「ハラスメント行為を絶対に許さない」という

トップメッセージを役職員に対して発信するとともに厳格な内部ルールを整備しています。

今後も、組織全体でハラスメント行為防止に係る意識を高め、ハラスメントのない働きやすい職場風土の醸成に努めてまいります。

ハラスメント行為の抑止に関するトップメッセージ

ハラスメント行為は、人権にかかわる問題であり、職員の尊厳を傷つけ、職場環境の悪化を招く、極めてゆゆしき問題です。

当会においても、ハラスメント行為は断じて許さず、すべての役職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場環境づくりに取り組んでいきます。

このため、役員・管理職をはじめとする全役職員は、研修などを通じてハラスメントに関する知識や対応能力を向上させ、そのような行為を発生させない、許さない風土づくりを心掛けてください。

令和4年4月1日

静岡県信用農業協同組合連合会

代表理事 田代 芳彦

一般事業主行動計画(次世代法・女性活躍推進法 一体型)

職員全員が働きやすい雇用環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮し、また、女性がより多様に活躍できるようにするため、以下の行動計画を実践しています。

1 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日(5年間)

2 当会の課題

- 女性活躍推進をさらにステップアップするためにも、性別を問わず誰もがあらゆるフィールドでチャレンジし、キャリアの蓄積と能力発揮ができる職場風土を醸成していく必要があります。
- また、エンゲージメントの高い組織となるために、役職員が理念・ビジョンを共有し、与えられた目標やミッションを達成していく必要があります。
- そのために、管理職・非管理職ともにイノベーションを創出する柔軟な思考力と行動力を、また、管理職はより高いレベルのマネジメント力とコミュニケーション力を身につけることが求められます。

3 目標と取組内容

目標1: 管理職(長代理以上)に占める女性労働者の割合を30%以上とする

目標2: 管理職(長代理以上)の各月ごとの時間外労働を月平均10時間以内とする

目標3: 非管理職の各月ごとの時間外労働を月平均10時間以内とする

取組1: 職員全員が活躍できる職場環境の構築に向けた役職員の意識改革

取組2: 1on1ミーティングの実践によるエンゲージメント向上

取組3: 長時間労働の是正

業務のご案内

貯金等窓口業務

当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金をはじめとして各種定期貯金、定期積金等、ご利用目的や期間、金額等に応じてお選びいただけるさまざまな貯金等窓口業務を行っています。

主な金融商品・サービスは次のとおりです。

1 主な貯金商品

(令和4年7月1日現在)

種 類	期 間	預 入 単 位
当座貯金	定めなし	1円以上1円単位
普通貯金	定めなし	1円以上1円単位
貯蓄貯金	定めなし	1円以上1円単位
通知貯金	7日以上	5万円以上1円単位
スーパー定期貯金	1か月以上5年以内	1円以上1円単位
大口定期貯金	1か月以上5年以内	1,000万円以上1円単位
期日指定定期貯金	1年以上3年以内	1円以上300万円未満1円単位
変動金利定期貯金	1年、2年、3年	1円以上1円単位
定期積金	6か月以上5年以内	1回あたり1,000円以上1円単位

※ 適用金利等の詳細は当会の本支店窓口にてご確認ください。

2 公金、公共料金等の収納及び取りまとめ業務

静岡県収納代理金融機関であり、また、日本銀行歳入復代理店（本店、浜松支店）です。

3 国債・投資信託の窓口販売業務

国債・投資信託は、本店・浜松支店にてお取扱いしています。詳細は取扱窓口にてご確認ください。

4 信託代理業務

農中信託銀行の代理店として、土地信託・有価証券信託等をお取扱いしています。

融資業務

農業及び地域発展に寄与する一般企業・団体の設備資金や運転資金等の融資業務を行っています。主な融資業務は次のとおりです。

1 農業関連資金（JA アグリマイティー資金）

（令和4年7月1日現在）

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
アグリエース資金	農業生産に係る資金	農業者 （要件を満たす個人・法人）	事業費の100%以内 10万円以上 3億円以内	設備資金は20年以内 〔据置期間 〔3年以内〕を含む〕 運転資金は15年以内	元利均等返済、 元金均等返済 〔毎月・年2回・年1回・ 特定月増額返済〕 1年以内の短期資金 は期日一括も可能 です。	県農業信用基金協会の保証。個人保証・担保は必要に応じてご用意いただきます。 法人の方は、原則として代表者の連帯保証が必要です。
アグリネット資金	農産物の加工・流通・販売に係る資金			20年以内 〔据置期間 〔3年以内〕を含む〕		
アグリエリア資金	地域活性化・振興に係る資金	農業法人・農業関係団体	原則10年以内 〔据置期間 〔設備稼働開始 時期まで〕を含む〕			
アグリパワー資金	再生可能エネルギーに係る資金	農業者 （要件を満たす個人・法人）	10万円以上 2億円以内	5年以内 〔据置期間 〔2年以内〕を含む〕		
災害緊急資金	—	10万円以上 500万円以内 （※）				

※ 激甚災害及び新型コロナウイルスに対応する資金については、1,000万円までご利用可能です。

2 静岡県農業制度資金

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
農業近代化資金	農業に係る機械・施設の取得資金及び長期運転資金等	個人施設資金は農業者(個人・法人) 共同施設資金はJA・農業法人・農業関係団体等	個人は1,800万円以内 (特認2億円以内) 法人は2億円以内	15年以内 〔据置期間 (3年以内)を含む〕	元金均等返済	個人施設資金の場合は原則として県農業信用基金協会の保証。共同施設資金は原則として代表者の個人保証が必要です。 担保は必要に応じてご用意いただきます。

3 日本政策金融公庫資金

種類	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証・担保
農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）	農業に係る機械・施設・農地の取得資金及び長期運転資金等	認定農業者等 (個人・法人)	個人は3億円以内 (特認6億円以内) 法人は10億円以内 (特認30億円以内)	25年以内 〔据置期間 (10年以内)を含む〕	元金均等返済	農協転貸の場合は県農業信用基金協会の保証。担保は必要に応じてご用意いただきます。 当会が直接貸付する場合は、原則として担保が必要です。 保証は必要に応じてご用意いただきます。
青年等就農資金	経営を開始してから5年以内に必要となる機械・施設等の購入に必要な資金	新たに農業経営を営もうとする青年等で、市町認定の認定新規就農者	3,700万円以内 (特認1億円以内)	17年以内 〔据置期間 (5年以内)を含む〕		

4 手形貸付・証書貸付・当座貸越・手形割引による設備・運転資金の融資業務及び債務の保証

為替・決済業務

静岡県下 JA の為替決済本部として、全国の JA 並びに銀行・信用金庫等との為替取引をはじめ、口座振替等の各種決済業務を行っており、地域の皆さまへのサービス向上に努めています。

1 為替業務

全国銀行内国為替制度（全国銀行データ通信システム）に加盟の金融機関として、全国の JA 並びに銀行・信用金庫等への振込・送金・代金取立を行っています。

2 決済業務

給与・年金の口座振込、静岡県公金・各種公共料金等の口座振替、日本銀行歳入金・各種公共料金等の収納事務、クレジットカードやデビットカードによる代金決済等の業務を行っています。

受託貸付業務

日本政策金融公庫の取扱店として、農業生産基盤の向上や新たに農業経営を開始するために必要な長期低利資金を取扱っています。

（令和4年7月1日現在）

受託先		資金名		
日本政策金融公庫	農林水産事業	● 農業経営基盤強化資金 ● 農業基盤整備資金	● 経営体育成強化資金 ● 青年等就農資金 等	● 農林漁業施設資金

資金運用業務

JA 等からお預りした資金のうち、融資業務による資金を除いた余裕資金について、農林中金及び銀行への預け金や有価証券・金銭債権等により、安全かつ効率的な運用を行っています。特に、有価証券運用については、信用リスク・金利リスク等のリスク管理を徹底することにより安全性を確保しつつ、収益性の向上に努めています。

系統金融企画・推進業務

JA・信連・農林中金が一体となって、組合員・地域の皆さまに対して一層の「便利」と「安心」を提供する JA バンクシステムのもと、静岡県下 JA 全体の事業運営に係る企画、JA の金融事業活動に関する支援、JA の内部管理態勢の強化支援に取り組んでいます。

相談・研修業務

JA 信用事業の事務処理に関する JA からの相談や金融取引等で発生する法務・税務に関する相談に対応しています。また、当会が主催する JA 職員向け研修会等を通じ、JA の人材育成・業務支援に取り組んでいます。

電算業務

農林中金が運営する信用オンライン全国システム（JASTEM システム）を通して、JA の組合員・地域の皆さまに貯金・融資・為替・自動振替等のオンライン金融サービスを提供しています。

また、窓口におけるお取引の他に、お客さまに直接ご操作いただく ATM・インターネットバンキング等のサービスも提供しています。

オンラインサービス

(令和4年7月1日現在)

ATM

お取引	ご利用時間	
	平日	土曜日・日曜日・祝日
出金・入金・定期預入・振込 通帳記帳・残高照会・MPN 両替・振替・暗証番号変更	7:00～21:00*	8:00～21:00
キャッシング	8:00～21:00	

* ご利用可能なお取引・ご利用時間については、ATM設置場所等により異なりますので、詳しくは当会へおたずねください。なお、ご出金及び一部のお取引は、静岡県下JA・全国JA及び当会と提携した金融機関のお客さまもご利用いただけます。

JAネットバンクサービス

パソコン・スマートフォンからインターネットへの接続により、当会とお取引ができる個人のお客さま向けのサービスです。

サービスの種類		ご利用時間					
		平日・土曜日・祝日	日曜日	1月1日～1月3日	5月3日～5月5日 第1・3月曜日	1・5・8・10月の 第3土曜日	左記土曜日の翌日曜日
照会 サービス	残高照会	0:40～23:40	6:30～23:40	8:00～19:00	6:00～23:40	0:40～21:00	8:00～23:40
	入出金明細照会						
資金移動 サービス	振込						
	振込照会						
	税金・各種料金払込み						

* 1. 祝日又は5月3日～5月5日が日曜日と重なる場合は、日曜日のご利用時間となります。
2. サービス休止日・時間は変更となる場合がありますので、最新の情報はJAネットバンクホームページをご確認ください。

法人JAネットバンクサービス

パソコンからインターネットへの接続により、当会とお取引ができる、法人・個人事業主のお客さま向けのサービスです。

サービスの種類		ご利用時間			
		平日	土曜日・日曜日・祝日		
照会・振込サービス	残高照会	8:00～20:00	8:00～20:00		
	入出金明細照会				
	振込入金明細照会				
	振込・振替(当日・予約)				
データ伝送サービス	総合振込、給与・賞与振込				
	口座振替				
ファイル伝送サービス	総合振込、給与・賞与振込、口座振込				
	口座振替、口座振替結果照会				
税金・各種料金の払込みサービス					
JAバンクでんさいサービス	当日付			8:00～15:00	8:00～15:00
	予約	8:00～20:00	8:00～20:00		

* 1. 1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日の終日はサービスを休止させていただきます。また、その他システムメンテナンス作業のため、利用時間内でもご利用いただけない場合があります。
2. JAバンクでんさいサービスについては、1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日、毎月第2土曜日、12月31日の終日、サービスを休止させていただきます。
3. サービス休止日・時間は変更となる場合がありますので、最新の情報は法人JAネットバンクホームページをご確認ください。

JAアンサーサービス

FAX・パソコンにより、ご自宅や会社に居ながら当会とお取引ができるサービスです。

サービスの種類		ご利用時間	
		平日	土曜日・日曜日・12月31日
通知サービス	通知	8:00～21:00	
照会 サービス	残高照会	8:45～21:00	9:00～17:00
	取引照会		
	入出金照会		
資金移動 サービス	振込・振替		

* 1. 1月1日～1月3日及び5月3日～5月5日の終日及び祝日(振替休日を含む)は、サービスを休止させていただきます。
2. ご利用の端末により利用できるサービス及びサービス休止日が異なりますので、詳しくは当会へおたずねください。

手数料一覧

(令和4年7月1日現在)

内国為替の取扱手数料

手数料の種類			手数料(消費税込)						
送金 手数料	当会本支店・県内JA宛		1件		440円				
	他金融機関宛		1件		660円				
振込 手数料	窓口 利用	3万円未満	同一店内宛			330円			
			当会本支店・県内JA宛			330円			
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛			660円			
		3万円以上	同一店内宛			550円			
			当会本支店・県内JA宛			550円			
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛			880円			
	ATM ネット バンク 利用等	3万円未満	同一店内宛			880円			
			当会本支店・県内JA宛			880円			
			県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛			880円			
			3万円以上	同一店内宛			880円		
				当会本支店・県内JA宛			880円		
				県外JA・他信連・農林中金・漁協・信漁連宛			880円		
代金 取立 手数料	当会本支店・県内JA宛		ATM		JAネットバンク	法人JAネットバンク	アンサー		
	他金融機関宛			当会・県内JA カード扱い	県外JA・他行 カード扱い				
				0円	220円	0円	0円	0円	
				110円	220円	110円	0円	110円	
				385円	550円	385円	330円	385円	
				385円	550円	385円	330円	385円	
		0円	330円	0円	0円	0円			
		330円	330円	330円	0円	330円			
		550円	770円	550円	440円	550円			
		550円	770円	550円	440円	550円			
		同地交換※		1通		220円			
		隔地交換		1通		880円			
		個別取立		普通扱		1通 880円			
				至急扱		1通 1,100円			

※ 「同地交換」とは、支払地が静岡県内のものです。

JAネットバンクサービス・法人JAネットバンクサービス・JAアンサーサービス・JAバンクでんさいサービス手数料

JAアンサーサービス月額利用料	月額	1,100円
JAネットバンクサービス月額利用料	月額	0円
法人JAネットバンクサービス月額利用料	月額	1,100円
JAバンクでんさいサービス月額利用料	月額	0円

JAバンクでんさいサービスに係る手数料

お取引内容	1件あたり手数料(消費税込)				
	当会同一店内宛	当会他店宛	JA・他信連・農林中金宛	他金融機関・漁協・信漁連宛	
発生記録	債務者請求	220円	220円	220円	440円
	債権者請求	220円	220円	220円	440円
譲渡記録	110円	110円	110円	220円	
分割(譲渡)記録	220円	220円	220円	440円	
変更記録	110円				
保証記録	110円				
支払等記録	110円				

※ お客さまのパソコンの不具合等により、窓口でご依頼いただく場合は、別途手数料をいただきます。

その他の諸手数料

手数料の種類			手数料(消費税込)	
キャッシュカード発行	ICキャッシュ カード	発行	1枚	0円
		更新	1枚	0円
		再発行	1枚	1,100円
	JAカード (一体型)	発行	1枚	0円
		更新	1枚	0円
	再発行	1枚	1,100円	
通帳・証書再発行			1通	1,100円
残高証明書発行	定例		1件	330円
	その他		1件	550円
	監査法人等制定書式		1件	3,300円
取引証明書発行			1通	550円
個人情報開示手数料			1件	1,100円
自己宛小切手発行			1枚	550円
約束手形(50枚綴)発行			1冊	990円
為替手形(25枚綴)発行			1冊	550円
小切手帳(50枚綴)発行			1冊	880円
国債口座管理			月額	110円
媒体持込手数料			5,500円	

※ お客さまから頂戴する手数料の一覧は、当会のホームページをご確認ください。

組 織

組 織

会員数

区 分	令和3年3月末	令和4年4月末
正会員	31会員	24会員
准会員	20会員	20会員
合 計	51会員	44会員

※ 8JAの合併(令和4年4月1日付)に伴い、令和4年4月末時点の正会員は24会員となっています。

役 員

(令和4年7月1日現在)

経営管理委員会

会 長

鈴木 正三 (非常勤)

経営管理委員

大石 直司 (非常勤)

柴田 篤郎 (非常勤)

河原崎 友二 (非常勤)

鈴木 政成 (非常勤)

増田 政光 (非常勤)

鈴木 文雄 (非常勤)

青山 吉和 (非常勤)

松永 大吾 (非常勤)

井口 義朗 (非常勤)

※ 経営管理委員会構成メンバーには監事3名を含みます。

理 事 会

代表理事理事長

田代 芳彦 (常 勤)

常務理事

高嶋 康明 (常 勤)

吉田 正吾 (常 勤)

代表理事専務

伊藤 佳徳 (常 勤)

榛葉 智之 (常 勤)

※ 理事会構成メンバーには監事3名を含みます。

監 事 会

代表監事

大原 正和 (非常勤)

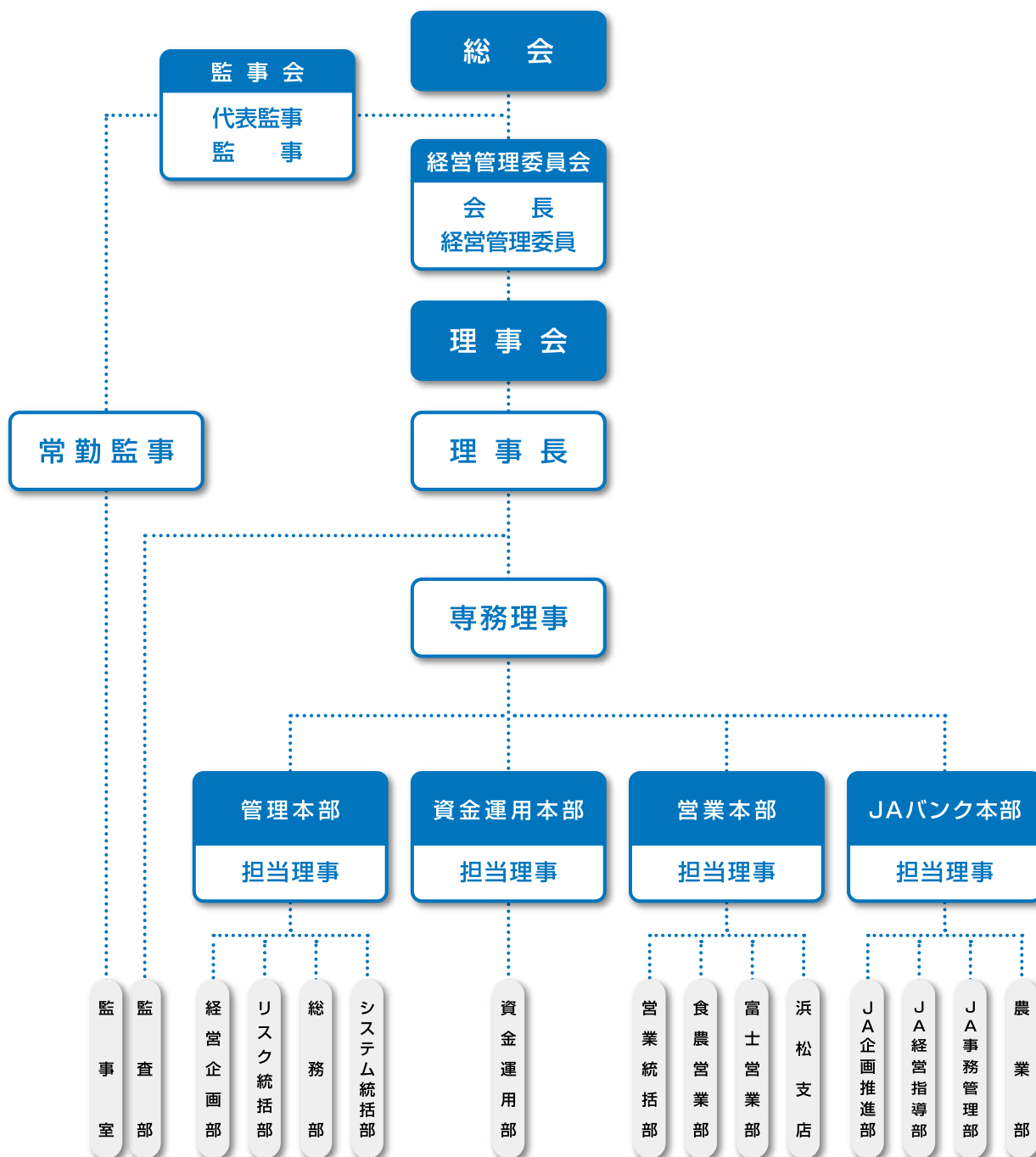
監 事

増井 一仁 (常 勤)

内野 稔 (非常勤)

職員数

区 分	令和3年3月末	令和4年3月末
男性職員	165名	170名
女性職員	97名	99名
合 計	262名	269名



店舗

静岡県信連の店舗一覧

本店

(令和4年7月1日現在)



● 静岡県農業会館

〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-284-9652



● 静岡県農業会館第二ビル

〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号
TEL.054-284-9652



● 事務センター

〒422-8691 静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
TEL.054-284-9652

支店・営業部



● 富士営業部

〒416-0907 富士市中島397番地の2
TEL.0545-61-1550



● 浜松支店

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目2番1号
TEL.053-453-0121

イーステージ浜松(1F)

ATM 設置場所

(令和4年7月1日現在)

店舗併設ATM	店舗外ATM	
<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡県農業会館1F ● 浜松支店 	<ul style="list-style-type: none"> ● 静岡駅アステイ ● 浜松市役所(静岡銀行共同設置) ● 静岡文化芸術大学(静岡銀行・スルガ銀行・清水銀行・浜松いわた信用金庫共同設置) 	<ul style="list-style-type: none"> 静岡市葵区黒金町 浜松市中区元城町 浜松市中区中央

特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

沿革

当会は、大正元年「静岡県信用組合联合会」として設立され、業務を開始しました。

昭和18年「静岡県農業会」に改組し、昭和23年、農業協同組合法に基づいて設立された静岡県下JAの総意により、

「静岡県信用農業協同組合連合会」としてスタートしました。

以来、地域の皆さまのご支援、ご協力をいただき今日にいたっています。

当会のあゆみ

大正 元年 12月	当会の前身、静岡県信用組合联合会設立	平成 5年 12月	県下JA貸出金1兆円達成
昭和18年 12月	静岡県農業会と改組(昭和23年に解散)	7年 2月	CI導入
23年 8月	静岡県信用農業協同組合連合会設立	9年 6月	信託代理店業務(農中信託銀行)開始
27年 12月	県下JA貯金100億円達成	9年 10月	(株)静岡県信連ビジネスサービス設立
29年 4月	農林漁業金融公庫(現(株)日本政策金融公庫)受託業務開始	10年 3月	静岡手形交換所(県下手形交換所統合)への直接加盟
31年 12月	信連貯金100億円達成	10年 12月	投資信託窓口販売業務開始
38年 4月	住宅金融公庫(現 住宅金融支援機構)受託業務開始	12年 5月	郵貯とCD・ATM提携開始
40年 11月	静岡県農業会館落成(静岡市駿河区曲金)	12年 10月	デビットカードの取扱い開始
43年 4月	静岡県公金収納事務の取扱い開始	13年 4月	インターネット・モバイルバンキングのサービス開始
45年 8月	(株)静農事業団(現 静岡コープサービス(株))設立	13年 12月	JAバンク静岡県本部設置
47年 4月	農協ホームローン取扱い開始	14年 6月	経営管理委員会制度の導入
48年 4月	(社)静岡県農協保証センター発足(現 一般社団法人静岡県農協保証センター)	15年 2月	個人向け国債窓口販売業務開始
49年 1月	県下JA為替取扱い開始	15年 7月	県下JA貯金4兆円達成
53年 3月	信連事務センター竣工(静岡市駿河区豊田)	16年 1月	JASTEMシステムへ移行
53年 10月	信連全店オンライン稼働(以後順次JAも稼働)	17年 11月	セブン銀行とATM提携開始
55年 5月	県下JA貯金1兆円達成	18年 10月	ICキャッシュカードの発行開始 クレジットカード一体型ICキャッシュカードの発行開始
59年 2月	新系統為替システム全国一斉稼働	21年 4月	信連貯金3兆円達成
59年 8月	JAの全国銀行内国為替制度への加盟による業務開始	23年 1月	新JASTEMシステムへ移行
59年 9月	全国JA貯金ネットサービス業務開始	25年 11月	イーネットATM、ローソンATMと提携開始
59年 12月	信連貯金1兆円達成	26年 10月	法人JAネットバンクのサービス開始
60年 11月	静岡銀行とCD提携開始 (以後スルガ銀行・清水銀行とも提携)	27年 2月	県下JA貯金5兆円達成
63年 11月	静岡県JAオンライン新システム稼働 (第三次システム)	27年 5月	JAバンクでんさいサービスを開始
63年 12月	県下JA貯金2兆円達成	28年 3月	JA業務支援支店を閉鎖
平成 2年 7月	業態間CDオンライン提携開始	28年 5月	富士支店の窓口業務終了 富士支店を富士営業部へ変更
2年 11月	サンデーバンキング開始	29年 5月	沼津支店を富士営業部に統合
2年 12月	信連貯金2兆円達成	30年 4月	清水銀行と手形小切手業務における事務共同化開始
4年 9月	日本銀行歳入復代理店業務開始	令和 2年 4月	静岡県信連グループ中期経営計画 (2020～2022年度)スタート
4年 12月	県下JA貯金3兆円達成	3年 4月	「静岡県信連SDGs宣言」の表明

業 績

業 績

令和3年度業績の概況

令和3年度の日本経済は、堅調に推移する米国経済等を背景に持ち直しの動きが見られましたが、半導体の供給制約がサプライチェーンに深刻な影響を及ぼし、製造業等を中心に企業業績の回復が妨げられました。

令和3年度のマーケットは、世界的な新型コロナウイルスワクチンの接種進捗による経済活動の正常化とともに、人材不足や物流の滞留に伴うサプライチェーンの混乱やロシアによるウクライナ侵攻などによる世界的なインフレ懸念、主要各国中央銀行による金融正常化への対応と日銀による金融緩和政策維持などが相場を動かす展開となりました。

また、長期金利は、国内での新型コロナウイルス感染拡大や投資家の旺盛な債券需要から年前半の金利は低下基調で推移しました。その後、世界的なインフレ懸念の台頭とともに、米国を中心とする主要各国で金融正常化の動きが加速する中、国内金利にも上昇圧力が強まり年度末にかけては日銀の誘導レンジ上限の0.250%まで上昇する場面も見られ、期末の長期金利は0.210%となりました。

このような環境の中、「安定した利益還元」の実施に向け、役員一丸となって事業運営に取り組んだ結果、以下の実績となりました。

貯金等	JAから当会への預け金を中心に、前期末に比べ541億円減少し、期末残高は3兆9,880億円となりました。
貸出金	良質な貸出資産の積上げと営業基盤の拡大に取り組んできましたが、マイナス金利政策による運用難を背景とした他行競合から、前期末に比べ76億円減少し、期末残高は4,676億円となりました。
有価証券	長引く低金利など厳しい運用環境下、国債、外貨建外債、受益証券等に分散投資を図りながら、安定的な収益確保を目指したポートフォリオの構築に取り組んだ結果、前期末に比べ586億円増加し、期末残高は9,592億円（買入金銭債権・金銭の信託を含まず）となりました。
預け金	農林中金への預入れを中心に、前期末に比べ1,041億円減少し、期末残高は2兆7,365億円となりました。
損益	安定的な利益積み上げを図るために、貸出残高の伸長や市場動向を踏まえた有価証券運用を実践したほか、経費の削減等に努めた結果、経常利益は7,221百万円（前年度比+1,599百万円）、当期剰余金は5,954百万円（前年度比+1,753百万円）となりました。

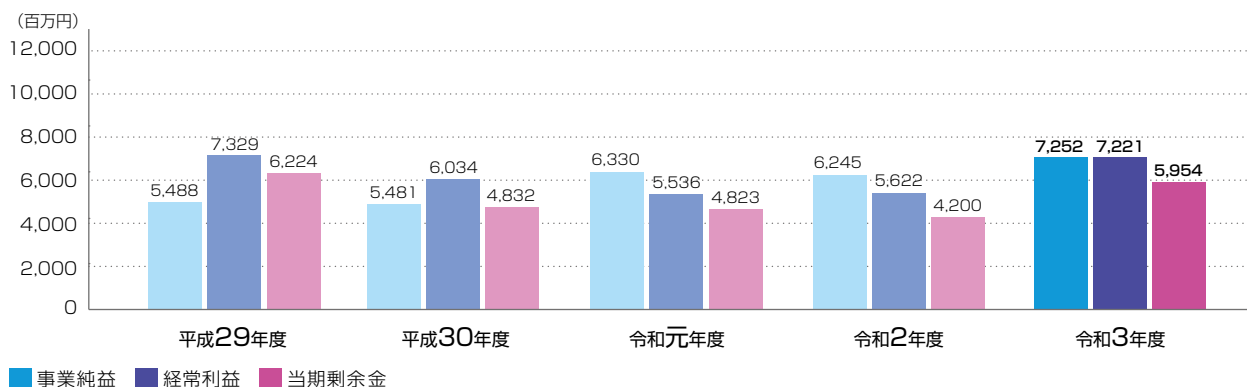
最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

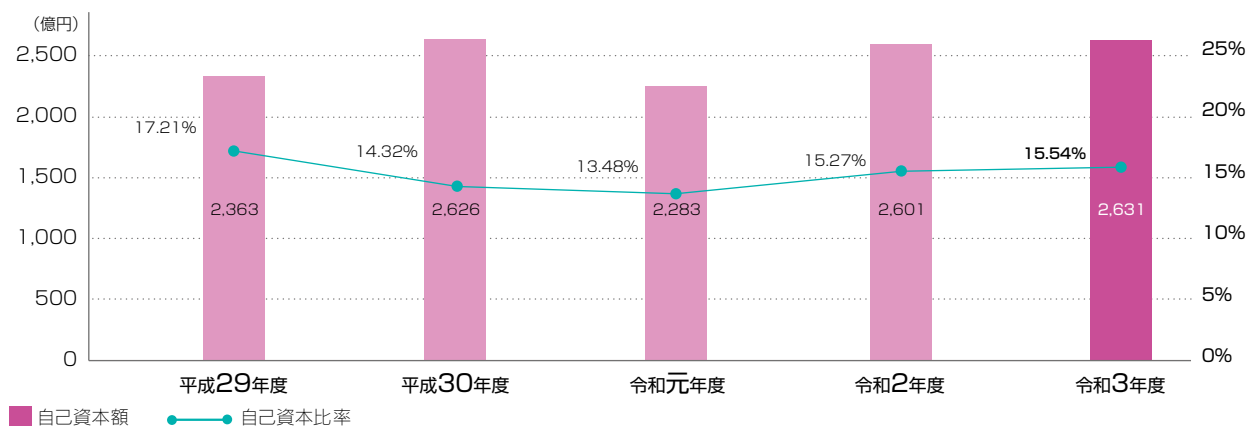
項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経常収益	39,977	41,291	39,662	39,036	41,852
事業純益	5,488	5,481	6,330	6,245	7,252
経常利益	7,329	6,034	5,536	5,622	7,221
当期剰余金	6,224	4,832	4,823	4,200	5,954
出資金 (出資口数)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	111,302 (11,130,255)	161,302 (16,130,255)	161,302 (16,130,255)
純資産額	224,150	232,914	226,873	291,849	287,329
総資産額	4,285,871	4,466,131	4,509,663	4,509,088	4,472,499
貯金等残高	3,901,919	4,017,782	4,041,456	4,042,224	3,988,067
貸出金残高	374,645	442,771	473,697	475,297	467,683
有価証券残高	986,590	888,134	820,156	900,624	959,290
預け金残高	2,698,165	2,864,978	2,939,848	2,840,645	2,736,519
剰余金配当金額	2,616	3,035	3,959	3,138	3,502
普通出資配当額	770	770	770	770	770
第一種後配出資配当額	227	227	227	227	227
第二種後配出資配当額	500	500	985	1,000	1,000
事業分量配当額	1,117	1,537	1,976	1,139	1,503
職員数	268名	267名	271名	262名	269名
単体自己資本比率	17.21%	14.32%	13.48%	15.27%	15.54%

※ 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益の推移

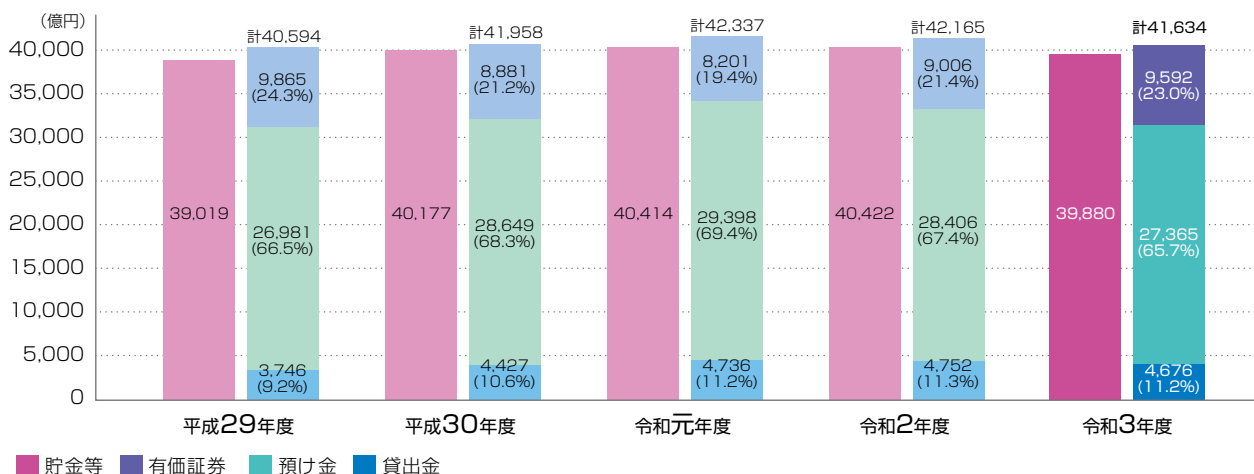


自己資本比率の推移



一般に自己資本比率とは、貸出金や有価証券等で運用している「総資産」に対する「自己資本」の割合をいいます。不測の事態における金融機関の拠り所は自己資本であり、自己資本比率は、金融機関の健全性を測る重要な指標です。農業協同組合法等の法令では、自己資本比率が4%未満（国内基準）のJA・信連に対し、経営の改善及び業務の停止等の命令が発令されることが規定されていますが、令和3年度の当会の自己資本比率は15.54%と発令基準である4%を大きく上回っています。

調達資金と運用資金の推移



貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金	6,812	7,260	貯金	3,989,059	3,933,717
預け金	2,840,645	2,736,519	当座貯金	46,383	63,653
系統預け金	2,840,452	2,736,209	普通貯金	25,401	22,960
系統外預け金	193	310	貯蓄貯金	0	0
買入金銭債権	11,164	9,832	通知貯金	1,000	0
金銭の信託	101,427	117,671	別段貯金	8,524	383
有価証券	900,624	959,290	定期貯金	3,907,421	3,846,191
国債	422,964	431,514	定期積金	328	527
地方債	37,519	39,188	譲渡性貯金	53,164	54,349
社債	81,222	77,435	債券貸借取引受入担保金	-	57,979
外国証券	211,961	250,897	借入金	147,000	109,400
株式	14,076	14,375	代理業務助定	15	12
受益証券	131,723	144,793	その他負債	5,171	9,520
投資証券	1,156	1,086	給付補填備金	0	0
貸出金	475,297	467,683	貸付留保金	193	57
手形貸付	851	803	未払法人税等	484	481
証書貸付	291,401	285,862	貯金利子諸税その他	20	17
当座貸越	40,371	40,357	従業員預り金	218	223
金融機関貸付	142,421	140,426	金融派生商品	1,514	5,965
割引手形	252	234	仮受金	52	106
その他資産	6,290	8,114	リース債務	208	179
従業員貸付金	527	460	資産除去債務	128	129
差入保証金	401	401	未払費用	2,246	2,189
仮払金	152	195	前受収益	47	47
未収金	114	202	未決済為替借	56	124
その他の資産	1,632	1,603	諸引当金	8,088	8,458
未収収益	3,414	3,423	相互援助積立金	6,724	7,024
前払費用	23	22	賞与引当金	127	129
約定取引未決済為替貸	-	1,755	退職給付引当金	1,204	1,258
未決済為替貸	24	50	役員退職慰労引当金	31	46
有形固定資産	1,550	1,535	繰延税金負債	12,415	9,560
建物	566	587	債務保証	2,323	2,170
土地	691	691	負債の部合計	4,217,238	4,185,169
リース資産	247	211	〈純資産の部〉		
その他の有形固定資産	45	44	出資金	161,302	161,302
無形固定資産	809	581	(うち後配出資金)	(122,758)	(122,758)
ソフトウェア	809	581	利益剰余金	94,719	97,535
その他の無形固定資産	0	0	利益準備金	47,226	48,126
外部出資	169,219	169,219	その他利益剰余金	47,493	49,409
系統出資	167,152	167,152	経営基盤安定化積立金	17,050	17,500
系統外出資	1,986	1,986	特別積立金	17,050	17,500
子会社等出資	79	79	当期末処分剰余金	13,393	14,409
債務保証見返	2,323	2,170	(うち当期剰余金)	(4,200)	(5,954)
貸倒引当金	△7,076	△7,380	会員資本合計	256,022	258,837
			その他有価証券評価差額金	35,827	28,492
			評価・換算差額等合計	35,827	28,492
			純資産の部合計	291,849	287,329
資産の部合計	4,509,088	4,472,499	負債及び純資産の部合計	4,509,088	4,472,499

損益計算書

(単位：百万円)

科目	令和2年度 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)	令和3年度 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)
経常収益	39,036	41,852
資金運用収益	27,882	27,221
貸出金利息	3,217	3,139
預け金利息	240	80
有価証券利息配当金	9,679	9,158
その他受入利息	14,746	14,841
(うち受取奨励金)	(14,034)	(12,796)
(うち受取特別配当金)	(660)	(1,989)
役務取引等収益	1,724	1,682
受入為替手数料	23	22
その他の受入手数料	1,701	1,660
その他事業収益	7,217	11,180
受取助成金	—	6
受取出資配当金	2,438	2,437
国債等債券売却益	1,396	1,193
外国為替売買益	3,382	7,542
その他経常収益	2,212	1,768
償却債権取立益	5	61
株式等売却益	1,056	299
金銭の信託運用益	1,028	1,319
その他の経常収益	122	87
経常費用	33,414	34,631
資金調達費用	20,961	19,521
貯金利息	263	88
譲渡性貯金利息	96	79
借入金利息	36	—
その他支払利息	20,565	19,353
(うち支払奨励金)	(20,552)	(19,342)
役務取引等費用	1,352	1,540
支払為替手数料	5	4
その他の支払手数料	1,345	1,534
その他の役務取引等費用	1	1
その他事業費用	3,525	7,792
国債等債券売却損	49	23
金融派生商品費用	3,476	7,768
経費	4,499	4,458
人件費	2,246	2,244
物件費	1,998	1,954
税金	254	258
その他経常費用	3,075	1,319
貸倒引当金繰入額	2,389	324
相互援助積立金繰入額	—	300
株式等償却	—	213
貸出金償却	1	—
株式等売却損	90	—
金銭の信託運用損	97	72
その他の経常費用	496	407
経常利益	5,622	7,221
特別損失	—	3
固定資産処分損	—	3
税引前当期利益	5,622	7,218
法人税、住民税及び事業税	1,376	1,364
法人税等調整額	45	△ 100
法人税等合計	1,421	1,264
当期剰余金	4,200	5,954
当期首繰越剰余金	9,193	8,455
当期末処分剰余金	13,393	14,409

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科目	令和2年度	令和3年度
1 当期末処分剰余金	13,393	14,409
2 剰余金処分量	4,938	5,302
(1) 利益準備金	900	1,200
(2) 任意積立金	900	600
経営基盤安定化積立金	450	300
特別積立金	450	300
(3) 出資配当金	1,998	1,998
普通出資に対する配当金	770 (2.00%)	770 (2.00%)
第一種後配出資に対する配当金	227 (1.00%)	227 (1.00%)
第二種後配出資に対する配当金	1,000 (1.00%)	1,000 (1.00%)
(4) 事業分量配当金	1,139	1,503
3 次期繰越剰余金	8,455	9,107

- ※ 1. 経営基盤安定化積立金は、県下信用事業の経営基盤の維持・強化に資するため、予測しがたい諸リスクに備えて積立てることを目的としており、特別積立金の残高に達するまで積立てることとしています。
2. 事業分量配当金は、会員JAからお預けいただいた信連定期貯金(スーパー定期基準型)の平均残高に対して、次の配当率により算出した額です。
- 令和2年度 0.030%
- 令和3年度 0.040%

【令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)】	【令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)】																																
<p>1. 重要な会計方針に関する事項</p>	<p>1. 重要な会計方針に関する事項</p>																																
<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法 ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式 ・その他有価証券 <p>時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。</p> <p>(5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>19年～65年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5年～20年</td> </tr> </table> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。</p> <p>なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>(9) 引当金の計上方法</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先</td> <td>… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者</td> </tr> <tr> <td>実質破綻先</td> <td>… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者</td> </tr> <tr> <td>破綻懸念先</td> <td>… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</td> </tr> <tr> <td>要注意先</td> <td>… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者</td> </tr> <tr> <td>要管理先</td> <td>… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者</td> </tr> <tr> <td>正常先</td> <td>… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</td> </tr> </table> <p>破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しています。</p> <p>要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しています。</p> <p>予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しています。</p> <p>すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は636百万円です。</p>	建 物	19年～65年	その他	5年～20年	破綻先	… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者	実質破綻先	… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者	破綻懸念先	… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	要注意先	… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	要管理先	… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者	正常先	… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	<p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定) ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法 ・子会社・子法人等株式…原価法(売却原価は移動平均法により算定)及び関連法人等株式 ・その他有価証券 <p>時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等…原価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。</p> <p>(5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>建 物</td> <td>19年～65年</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5年～20年</td> </tr> </table> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。</p> <p>なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(8) 外貨建の資産は、主に決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p> <p>(9) 引当金の計上方法</p> <p>①貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。</p> <table border="0"> <tr> <td>破綻先</td> <td>… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者</td> </tr> <tr> <td>実質破綻先</td> <td>… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者</td> </tr> <tr> <td>破綻懸念先</td> <td>… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者</td> </tr> <tr> <td>要注意先</td> <td>… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者</td> </tr> <tr> <td>要管理先</td> <td>… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者</td> </tr> <tr> <td>正常先</td> <td>… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者</td> </tr> </table> <p>破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。</p> <p>破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積り、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しています。</p> <p>要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しています。</p> <p>予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しています。</p> <p>すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21百万円です。</p>	建 物	19年～65年	その他	5年～20年	破綻先	… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者	実質破綻先	… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者	破綻懸念先	… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	要注意先	… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	要管理先	… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者	正常先	… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
建 物	19年～65年																																
その他	5年～20年																																
破綻先	… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者																																
実質破綻先	… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者																																
破綻懸念先	… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者																																
要注意先	… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者																																
要管理先	… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者																																
正常先	… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者																																
建 物	19年～65年																																
その他	5年～20年																																
破綻先	… 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者																																
実質破綻先	… 破綻先と実質的に同等の状況にある債務者																																
破綻懸念先	… 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者																																
要注意先	… 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者																																
要管理先	… 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者																																
正常先	… 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者																																

<p>②相互援助積立金 相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上して います。</p> <p>③賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給 見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>④退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の 自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職 慰労引当金規程」に基づき、当年度未要支給見積額を計上しています。</p> <p>(10) ヘッジ会計の方法 「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲 内でヘッジしています。 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替 予約取引を利用して、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施してい ます。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証 券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に 基づく比率分析によって確認することにより行っています。</p> <p>(11) 消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方 式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の 費用に計上しています。</p>	<p>②相互援助積立金 相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上して います。</p> <p>③賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給 見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。</p> <p>④退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の 自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。</p> <p>⑤役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職 慰労引当金規程」に基づき、当年度未要支給見積額を計上しています。</p> <p>(10) ヘッジ会計の方法 「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲 内でヘッジしています。 外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物為替 予約取引を利用して、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施してい ます。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証 券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に 基づく比率分析によって確認することにより行っています。</p>
---	---

<p>2. 表示方法の変更に関する事項</p> <p>農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開 示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当 事業年度より貸倒引当金に関する情報を「会計上の見積りに関する事項」に記載してい ます。</p>	<p>2. 会計方針の変更に関する事項</p> <p>(1) 収益認識に関する会計基準等の適用 当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年 3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会 計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を 当年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移 転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収 益を認識することとしました。 これによる当年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。 以下「時価算定会計基準」という。)等を当年度の期首から適用し、時価算 定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10 号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価 算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することと しました。 これによる当年度の計算書類への影響はありません。</p>
---	---

<p>3. 会計上の見積りに関する事項</p> <p>(1) 計算書類等に計上した金額 貸倒引当金計上額 7,076百万円</p> <p>(2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報</p> <p>①見積金額の算出に用いた仮定 当年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う緊 急事態宣言発出による経済活動の停滞の影響は、さらに今後1年程度は続くも のと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いており ます。 また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債 務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置 いております。</p> <p>②見積金額の算出方法 貸倒引当金の算定方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」の「(9) 引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響 により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を定許の業 績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに 基づき修正して貸倒引当金を計上しております。 なお、当年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施 しておりません。</p> <p>③翌年度の計算書類等に与える影響 新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化によ り、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損 失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性 があります。</p>	<p>3. 会計上の見積りに関する事項</p> <p>(1) 計算書類等に計上した金額 貸倒引当金計上額 7,380百万円</p> <p>(2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報</p> <p>①見積金額の算出に用いた仮定 当年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴うま ん延防止等重点措置の適用による経済活動の停滞の影響は、さらに今後1年 程度は続くものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定 を置いております。 また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債 務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置 いております。</p> <p>②見積金額の算出方法 貸倒引当金の算定方法は、「1. 重要な会計方針に関する事項」の「(9) 引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響 により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を定許の業 績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに 基づき修正して貸倒引当金を計上しております。 なお、当年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施 しておりません。</p> <p>③翌年度の計算書類等に与える影響 新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化によ り、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損 失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性 があります。</p>
---	--

4. 貸借対照表に関する事項	4. 貸借対照表に関する事項																												
<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,656百万円です。</p> <p>(2) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金90,000百万円及び有価証券1,000百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他の資産には、敷金及び保証金15百万円が含まれています。</p> <p>(3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計84,754百万円含まれています。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は647百万円です。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は666百万円です。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(8) 貸出金のうち、破綻先債権額は7,420百万円です。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。</p> <p>(9) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は7,420百万円です。 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(10) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,420百万円です。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。</p> <p>(11) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,420百万円です。 なお、(8) から (11) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。</p> <p>(12) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は252百万円です。</p> <p>(13) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は128,953百万円です。</p> <p>(14) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金55,747百万円が含まれています。</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,612百万円です。</p> <p>(2) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 有価証券 144,294百万円 貸出金 20,000百万円 担保資産に対応する債務 借入金 109,400百万円 債券貸借取引受入担保金 57,979百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金90,000百万円及び有価証券1,000百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他の資産には、敷金及び保証金14百万円が含まれています。</p> <p>(3) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計86,491百万円含まれています。</p> <p>(4) 子会社等に対する金銭債権の総額は579百万円です。</p> <p>(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は760百万円です。</p> <p>(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。</p> <table border="1" data-bbox="837 757 1404 898"> <tr> <td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>危険債権額</td> <td>7,634百万円</td> </tr> <tr> <td>三月以上延滞債権額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td>7,636百万円</td> </tr> </table> <p>破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。 (表示方法の変更) 令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一括化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)</p> <p>(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は234百万円です。</p> <p>(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は126,811百万円です。</p> <p>(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸付金55,747百万円が含まれています。</p>	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2百万円	危険債権額	7,634百万円	三月以上延滞債権額	0百万円	貸出条件緩和債権額	0百万円	合計額	7,636百万円																		
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2百万円																												
危険債権額	7,634百万円																												
三月以上延滞債権額	0百万円																												
貸出条件緩和債権額	0百万円																												
合計額	7,636百万円																												
<p>5. 損益計算書に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="113 1749 759 1899"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>847百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>847百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は636百万円です。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	19百万円	うち事業取引高	19百万円	うち事業取引以外の取引高	-百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	847百万円	うち事業取引高	847百万円	うち事業取引以外の取引高	-百万円	(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は636百万円です。		<p>5. 損益計算書に関する事項</p> <table border="1" data-bbox="759 1749 1404 1899"> <tr> <td>(1) 子会社等との取引による収益総額</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>19百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>(2) 子会社等との取引による費用総額</td> <td>829百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引高</td> <td>829百万円</td> </tr> <tr> <td>うち事業取引以外の取引高</td> <td>-百万円</td> </tr> <tr> <td>(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は21百万円です。</td> <td></td> </tr> </table>	(1) 子会社等との取引による収益総額	19百万円	うち事業取引高	19百万円	うち事業取引以外の取引高	-百万円	(2) 子会社等との取引による費用総額	829百万円	うち事業取引高	829百万円	うち事業取引以外の取引高	-百万円	(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は21百万円です。	
(1) 子会社等との取引による収益総額	19百万円																												
うち事業取引高	19百万円																												
うち事業取引以外の取引高	-百万円																												
(2) 子会社等との取引による費用総額	847百万円																												
うち事業取引高	847百万円																												
うち事業取引以外の取引高	-百万円																												
(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は636百万円です。																													
(1) 子会社等との取引による収益総額	19百万円																												
うち事業取引高	19百万円																												
うち事業取引以外の取引高	-百万円																												
(2) 子会社等との取引による費用総額	829百万円																												
うち事業取引高	829百万円																												
うち事業取引以外の取引高	-百万円																												
(3) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は21百万円です。																													

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。

また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券です。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。

貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。

また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。

これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。

なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。

b市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a)金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。

(b)為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c)価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余剰金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他

6. 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。

また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約貸出コミットメントを含む)、金銭の信託及び有価証券です。

貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法(時価ヘッジ)を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。

貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。

また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。

これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。

なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。

b市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a)金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。

(b)為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c)価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余剰金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他

有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。
 当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、79,746百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含まず③に記載しています。

科目	(単位:百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	2,840,645	2,840,680	35
買入金銭債権	11,164	11,164	0
満期保有目的	11,164	11,164	0
金銭の信託	101,427	101,427	-
運用目的の金銭の信託	3,180	3,180	-
その他の金銭の信託	98,246	98,246	-
有価証券	900,624	907,804	7,180
満期保有目的の債券	118,947	126,127	7,180
その他有価証券	781,676	781,676	-
貸出金	475,824	-	-
貸倒引当金	△7,040	-	-
貸倒引当金控除後	468,784	472,931	4,147
資産計	4,322,645	4,334,008	11,362
貯金	4,042,224	4,042,305	80
借入金	147,000	147,000	-
負債計	4,189,224	4,189,305	80

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,514)	(1,514)	-
デリバティブ取引計	(1,514)	(1,514)	-

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金527百万円を含めています。
 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金53,164百万円を含めています。
 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。
 当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、85,904百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金(1年もの)がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含まず③に記載しています。

科目	(単位:百万円)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	2,736,519	2,736,572	53
買入金銭債権	9,832	9,827	△5
満期保有目的	9,832	9,827	△5
金銭の信託	117,671	117,671	-
運用目的の金銭の信託	1,864	1,864	-
その他の金銭の信託	115,807	115,807	-
有価証券	959,290	964,967	5,677
満期保有目的の債券	103,834	109,511	5,677
その他有価証券	855,456	855,456	-
貸出金	468,144	-	-
貸倒引当金	△7,343	-	-
貸倒引当金控除後	460,800	463,835	3,035
資産計	4,284,114	4,292,874	8,759
貯金	3,988,067	3,988,140	73
借入金	109,400	109,400	-
債券貸借取引受入担保金	57,979	57,979	-
負債計	4,155,446	4,155,520	73

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,965)	(5,965)	-
デリバティブ取引計	(5,965)	(5,965)	-

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
 2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金460百万円を含めています。
 3. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金54,349百万円を含めています。
 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 d と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引（為替予約）であり、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として、市場価格のない外部出資があり、その貸借対照表計上額は169,219百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 d と同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価額を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額としています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であるため時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価額を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③ 市場価格のない株式等として、外部出資があり、その貸借対照表計上額は169,219百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。なお、外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

科目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,840,645	-	-
買入金銭債権	-	-	-
満期保有目的	-	-	-
有価証券	51,617	43,864	43,770
満期保有目的の債券	14,887	29,385	4,587
その他有価証券のうち満期があるもの	36,730	14,479	39,183
貸出金	123,586	52,615	50,851
合計	3,015,849	96,480	94,622

科目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	-	-	-
買入金銭債権	-	-	11,164
満期保有目的	-	-	11,164
有価証券	71,011	39,369	468,141
満期保有目的の債券	7,287	5,987	54,867
その他有価証券のうち満期があるもの	63,724	33,382	413,274
貸出金	38,953	39,971	169,318
合計	109,964	79,341	648,624

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越40,371百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

科目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金	3,988,161	390	459
譲渡性貯金	53,164	-	-
借入金	47,600	60,300	24,400
合計	4,088,926	60,690	24,859

科目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	22	25	-
譲渡性貯金	-	-	-
借入金	14,700	-	-
合計	14,722	25	-

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

科目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,736,519	-	-
買入金銭債権	-	-	-
満期保有目的	-	-	-
有価証券	39,685	47,780	75,301
満期保有目的の債券	29,385	4,587	7,287
その他有価証券のうち満期があるもの	10,300	43,193	68,014
貸出金	106,989	65,739	44,929
合計	2,883,195	113,520	120,230

科目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	-	-	-
買入金銭債権	-	-	9,832
満期保有目的	-	-	9,832
有価証券	42,033	52,806	523,460
満期保有目的の債券	5,987	87	54,780
その他有価証券のうち満期があるもの	36,046	52,719	468,680
貸出金	44,765	36,615	168,644
合計	86,798	89,421	701,937

- (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越40,357百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

科目	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金	3,932,749	552	362
譲渡性貯金	54,349	-	-
借入金	70,300	24,400	14,700
債券貸借取引受入担保金	57,979	-	-
合計	4,115,378	24,952	15,062

科目	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金	30	22	-
譲渡性貯金	-	-	-
借入金	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-	-
合計	30	22	-

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,853	54,679	5,825
	地方債	20,272	20,949	676
	社債	41,021	41,633	612
	その他	14,973	15,043	70
	小計	125,120	132,305	7,185
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	4,991	4,986	△4
	小計	4,991	4,986	△4
合計	130,112	137,292	7,180	

7. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種類	(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,650	53,515	4,864
	地方債	19,174	19,635	460
	社債	30,409	30,743	333
	その他	5,567	5,594	26
	小計	103,801	109,487	5,685
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	9,865	9,850	△14
	小計	9,865	9,850	△14
合計	113,666	119,338	5,671	

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

		(単位: 百万円)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,575	6,820	4,755
	債券	491,704	463,935	27,768
	国債	300,185	284,716	15,468
	地方債	3,417	3,412	5
	社債	18,752	18,691	60
	その他	169,350	157,116	12,233
	その他	95,106	74,797	20,309
	小計	598,386	545,553	52,833
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,500	2,845	△ 345
	債券	143,016	145,302	△ 2,286
	国債	73,925	74,630	△ 704
	地方債	13,830	13,906	△ 76
	社債	21,448	21,501	△ 52
	その他	33,811	35,264	△ 1,453
	その他	37,773	39,022	△ 1,249
	小計	183,289	187,171	△ 3,881
合 計		781,676	732,725	48,951

(注) 上記差額合計から繰延税金負債13,319百万円を差引いた金額35,631百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)			
科 目	売却額	売却益	売却損
株 式	719	60	90
債 券	139,335	1,347	-
そ の 他	11,633	995	-
合 計	151,688	2,404	90

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

		(単位: 百万円)		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,931	6,815	5,116
	債券	421,588	396,060	25,528
	国債	255,588	243,613	11,975
	地方債	-	-	-
	社債	10,427	10,392	35
	その他	155,572	142,054	13,517
	その他	99,818	78,710	21,108
	小計	533,338	481,585	51,752
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,444	2,775	△ 331
	債券	273,611	283,184	△ 9,572
	国債	127,275	131,584	△ 4,309
	地方債	20,013	20,287	△ 274
	社債	36,598	36,700	△ 101
	その他	89,724	94,611	△ 4,886
	その他	46,061	49,552	△ 3,491
	小計	322,117	335,512	△ 13,394
合 計		855,456	817,098	38,358

(注) 上記差額合計から繰延税金負債10,427百万円を差引いた金額27,930百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位: 百万円)			
科 目	売却額	売却益	売却損
株 式	164	6	-
債 券	149,106	1,161	-
そ の 他	7,136	293	-
合 計	156,407	1,460	-

- (3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当年度における減損処理額は、213百万円(うち、株式213百万円)です。
なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行ってまいります。

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	3,180 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	-百万円

- (2) その他の金銭の信託

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	98,246	97,976	269	791	△ 521

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債73百万円を差引いた金額額196百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

8. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	1,864 百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	-百万円

- (2) その他の金銭の信託

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債210百万円を差引いた金額額561百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

9. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

(単位: 百万円)					
通貨関連取引	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約満期のうち1年超のもの	時価
ヘッジ会計の方法	ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約 その他有価証券	53,275	-	△ 1,514

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

(単位: 百万円)					
通貨関連取引	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約満期のうち1年超のもの	時価
ヘッジ会計の方法	ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約 その他有価証券	105,414	-	△ 5,965

10. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給付規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています）を設けています。

また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,350 百万円
退職給付費用	179 百万円
退職給付の支払額	△ 246 百万円
制度への拠出額	△ 79 百万円
期末における退職給付引当金	1,204 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,271 百万円
共済会積立額	△ 1,067 百万円
	1,204 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	179 百万円
----------------	---------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は28百万円です。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は318百万円です。

10. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給付規程」に基づき、退職一時金制度（非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています）を設けています。

また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	1,204 百万円
退職給付費用	167 百万円
退職給付の支払額	△ 33 百万円
制度への拠出額	△ 80 百万円
期末における退職給付引当金	1,258 百万円

b 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,387 百万円
共済会積立額	△ 1,129 百万円
	1,258 百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	167 百万円
----------------	---------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は28百万円です。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は291百万円です。

11. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	1,543 百万円
貸出金償却超過額	87 百万円
賞与引当金超過額	34 百万円
退職給付引当金超過額	328 百万円
相互援助積立金超過額	1,835 百万円
有価証券有税償却額	43 百万円
未払事業税	88 百万円
未払奨励金	446 百万円
その他	254 百万円
繰延税金資産小計	4,664 百万円
評価性引当額	△ 3,686 百万円
繰延税金資産合計 (A)	978 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 13,393 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 13,393 百万円

繰延税金負債の純額 (A) + (B) △ 12,415 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.3 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.7 %
事業分量配当金	△ 5.5 %
住民税均等割等	0.1 %
評価性引当額の増減	9.8 %
その他	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.3 %

11. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産

貸倒引当金超過額	1,640 百万円
貸出金償却超過額	2 百万円
賞与引当金超過額	35 百万円
退職給付引当金超過額	343 百万円
相互援助積立金超過額	1,917 百万円
有価証券有税償却額	102 百万円
未払事業税	88 百万円
未払奨励金	425 百万円
その他	279 百万円
繰延税金資産小計	4,836 百万円
評価性引当額	△ 3,758 百万円
繰延税金資産合計 (A)	1,078 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 10,638 百万円

繰延税金負債の純額 (A) + (B) △ 9,560 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率 (調整)	27.3 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.3 %
事業分量配当金	△ 5.7 %
住民税均等割等	0.1 %
評価性引当額の増減	1.0 %
その他	△ 0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.5 %

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額(注2)	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員(注1)に対する報酬等	111	31

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員17名、理事5名、監事4名です(期中に退任した者を含む)。
2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員及び理事各人別の報酬額については経営管理委員会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会において定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、信連役員報酬審議会(構成:当会の会員JAから選出された委員11人)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員及び理事については経営管理委員会、監事については監事会において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等(注1)」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等(注2)の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同額(注3)以上の報酬等を受ける者(注4)のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当するものはありません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
3. 「同等額」は、令和3年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。
4. 令和3年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありません。

3. その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

貯金計数

科目別貯金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
流動性貯金	64,805 (1.6%)	62,892 (1.5%)	△ 1,913
定期性貯金	3,985,779 (97.1%)	3,983,706 (97.1%)	△ 2,072
その他の貯金	1,166 (0.0%)	1,132 (0.0%)	△ 33
計	4,051,751 (98.7%)	4,047,731 (98.7%)	△ 4,019
譲渡性貯金	54,150 (1.3%)	53,893 (1.3%)	△ 256
合 計	4,105,901 (100.0%)	4,101,625 (100.0%)	△ 4,276

- ※ 1.()内は構成比です。
 2. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金
 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
定期貯金	3,907,421 (100.0%)	3,846,191 (100.0%)	△ 61,229
うち固定金利定期	3,907,421 (100.0%)	3,846,191 (100.0%)	△ 61,229
うち変動金利定期	- (- %)	- (- %)	-

- ※ 1.()内は構成比です。
 2. 固定金利定期 … 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 変動金利定期 … 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

貸出金計数

科目別貸出金平均残高

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
手形貸付	877	823	△ 54
証書貸付	297,924	287,330	△ 10,593
当座貸越	41,286	36,902	△ 4,383
割引手形	285	243	△ 42
金融機関貸付	135,466	140,978	5,511
合 計	475,839	466,277	△ 9,562

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
固定金利貸出	304,642 (64.1%)	298,199 (63.8%)	△ 6,442
変動金利貸出	170,654 (35.9%)	169,483 (36.2%)	△ 1,170
合 計	475,297 (100.0%)	467,683 (100.0%)	△ 7,613

- ※ ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	792	842	50
有価証券	-	2	2
動産	-	-	-
不動産	10,865	9,899	△ 965
その他担保物	30	28	△ 1
小 計	11,688	10,773	△ 914
農業信用基金協会保証	293	223	△ 70
その他保証	1,724	1,769	44
小 計	2,017	1,992	△ 25
信用	461,591	454,917	△ 6,673
合 計	475,297	467,683	△ 7,613

債務保証の担保別内訳残高

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	721	636	△ 85
その他担保物	-	-	-
小 計	721	636	△ 85
信用	1,601	1,534	△ 67
合 計	2,323	2,170	△ 152

貸出金の使途別内訳残高

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
設備資金	31,228 (6.6%)	31,506 (6.7%)	277
運転資金	444,068 (93.4%)	436,177 (93.3%)	△ 7,890
合 計	475,297 (100.0%)	467,683 (100.0%)	△ 7,613

※ ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	1,351 (0.3%)	1,879 (0.4%)	528
林業	- (-)	- (-)	-
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	58,957 (12.4%)	59,866 (12.8%)	909
鉱業	2,460 (0.5%)	2,460 (0.5%)	-
建設業	6,979 (1.5%)	7,857 (1.7%)	878
電気・ガス・熱供給・水道業	17,542 (3.7%)	14,545 (3.1%)	△ 2,997
運輸・通信業	35,190 (7.4%)	35,214 (7.5%)	23
卸売・小売・飲食業	40,406 (8.5%)	36,912 (7.9%)	△ 3,493
金融・保険業	161,051 (33.9%)	159,056 (34.0%)	△ 1,994
不動産業	44,236 (9.3%)	41,413 (8.9%)	△ 2,822
サービス業	106,848 (22.5%)	108,275 (23.2%)	1,427
地方公共団体	- (-)	- (-)	-
その他	273 (0.0%)	201 (0.0%)	△ 72
合 計	475,297 (100.0%)	467,683 (100.0%)	△ 7,613

※ ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

主要な農業関係の貸出金残高

1. 営農類型別

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
農業	3,554	4,318	764
穀作	13	8	△ 5
野菜・園芸	796	846	49
果樹・樹園農業	123	125	2
工芸作物	171	232	61
養豚・肉牛・酪農	126	117	△ 8
養鶏・養卵	50	310	260
養蚕	—	—	—
その他農業	2,273	2,677	404
農業関連団体等	619	2,115	1,495
合 計	4,174	6,434	2,259

- ※ 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等を含みます。
 3. 「農業関連団体等」には、JA・専門農協及び経済連等の連合会とその子会社等を含みます。

2. 資金種類別

① 貸出金

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
プロパー資金	3,719	4,314	594
農業制度資金	454	2,119	1,665
農業近代化資金	454	2,119	1,665
その他制度資金	—	—	—
合 計	4,174	6,434	2,259

- ※ 1. プロパー資金とは、制度資金を除く、当会原資の資金をご融資している貸出金で、JAアグリマイティー資金等が該当します。
 2. 農業制度資金は、以下の制度資金が該当します。
 ① 地方公共団体から原資を借入れ、当会がお客さまに転貸してご融資する資金
 ② 地方公共団体等が利子補給等を行うことで当会が低利でご融資する資金
 なお、日本政策金融公庫がお客さまに直接ご融資する資金は含んでいません。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)・農業経営負担軽減支援資金等が該当します。

② 受託貸付金

(単位: 百万円)

種 類	令和2年度	令和3年度	増 減
日本政策金融公庫資金	11,392	10,840	△ 551

- ※ 日本政策金融公庫が原資の資金を当会経由にて農業者等にご融資している貸出金で、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)や農業基盤整備資金等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位: 百万円)

区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
令和2年度					
一般貸倒引当金	448	1,153	—	448	1,153
個別貸倒引当金	4,875	5,905	636	4,220	5,923
合 計	5,323	7,058	636	4,669	7,076
令和3年度					
一般貸倒引当金	1,153	1,166	—	1,153	1,166
個別貸倒引当金	5,923	6,195	21	5,883	6,213
合 計	7,076	7,361	21	7,036	7,380

貸出金償却の額

(単位: 百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度
貸出金償却額	1	—

開示基準別の分類・保全状況

(単位: 百万円)

資産査定結果(債務者区分別) 対象:総与信					リスク管理債権及び金融再生法に基づく資産査定結果 対象:リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権 (ただし、要管理債権は貸出金のみ)				
債務者区分 与信残高	分類				債権区分 与信残高	担保・保証 による保全額	貸倒 引当額	保全額	保全率
	非分類	Ⅱ分類	Ⅲ分類	Ⅳ分類					
破綻先	2	-	-	- (-)	2 (2)				
実質破綻先	-	-	-	- (-)	-				
破綻懸念先	7,634	88	1,295	6,250 (6,192)	7,634	1,384	6,192	7,576	99.24%
要注意先 10,368	要管理先	-	-	-	要管理債権 (貸出金のみ)	-	-	-	-
	その他の 要注意先 10,368	419	9,948	-	三月以上延滞債権 貸出条件緩和債権	-	-	-	-
正常先	451,984	451,984	-	-	(小計)	7,636	1,384	6,195	7,579
その他	-	-	-	-	正常債権	462,352			
合計	469,990	452,492	11,244	6,250 (6,192)	2 (2)	469,989			

金融再生法に基づく
開示債権に占める
不良債権の割合
1.62%

- ※ 1. 総与信とは、貸出金及び貸出金に準ずる債権(貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・未収金・貸出に準ずる仮払金・債務保証見返勘定)です。
 2. リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権とは、貸出金・貸付有価証券・貸出金と関連のある未収利息・貸出金に準ずる仮払金・債務保証見返勘定です。
 3. 資産査定結果(債務者区分別)における()内は分類額に対する個別貸倒引当額です。
 4. 当会の与信残高は、部分直接償却実施後の残高であり、破綻先・実質破綻先のⅢ・Ⅳ分類は全額について個別貸倒引当金を計上しています。

リスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権

(単位: 百万円)

債権区分	債権残高 (A)	保全額			保全率 (D)/(A)
		担保等の保全額 (B)	貸倒引当金 (C)	合計 (D) = (B) + (C)	
令和2年度					
破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-	-	-	-
危険債権	7,426	1,448	5,904	7,353	99.02%
要管理債権(貸出金のみ)	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
計	7,426	1,448	5,904	7,353	99.02%
正常債権	470,339				
合計	477,766				
令和3年度					
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2	-	2	2	100.00%
危険債権	7,634	1,384	6,192	7,576	99.24%
要管理債権(貸出金のみ)	-	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-	-
計	7,636	1,384	6,195	7,579	99.25%
正常債権	462,352				
合計	469,989				

- ※ 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

該当する取引はありません。

用語解説

債務者区分

- ▶ **破綻先**
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
- ▶ **実質破綻先**
破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
- ▶ **破綻懸念先**
現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- ▶ **要注意先**
貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- ▶ **要管理先**
要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
- ▶ **正常先**
業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- ▶ **その他**
国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権

リスク管理債権及び金融再生法開示債権区分に基づく区分

- ▶ **破産更生債権及びこれらに準ずる債権**
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- ▶ **危険債権**
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- ▶ **要管理債権**
三月以上延滞債権で「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しないもの及び貸出条件緩和債権
- ▶ **三月以上延滞債権**
元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日を起算日として三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権を除く）
- ▶ **貸出条件緩和債権**
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権を除く）
- ▶ **正常債権**
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

有価証券計数

種類別有価証券平均残高

(単位: 百万円)

種類	令和2年度	令和3年度	増減
国債	304,908	324,094	19,185
地方債	40,110	38,729	△ 1,381
社債	86,277	78,818	△ 7,459
株式	9,695	9,700	5
外国証券	190,008	216,412	26,404
その他の証券	97,662	125,612	27,949
合計	728,663	793,368	64,704

有価証券残存期間別残高

(単位: 百万円)

種類	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	期間の定めなし	合計
令和2年度								
国債	33,006	18,181	14,277	20,501	48,600	273,633	-	408,200
地方債	3,817	13,944	1,247	4,007	8,785	5,788	-	37,590
社債	10,603	21,409	35,497	8,612	5,091	-	-	81,214
株式	-	-	-	-	-	-	9,666	9,666
外国証券	4,200	33,884	58,853	41,992	57,206	5,043	-	201,181
その他の証券	-	8,921	14,995	8,030	37,805	4,000	40,067	113,820
合計	51,627	96,342	124,871	83,144	157,488	288,465	49,733	851,672
令和3年度								
国債	5,000	25,266	15,285	18,585	74,667	285,041	-	423,848
地方債	13,321	1,247	1,247	6,309	12,171	5,164	-	39,462
社債	13,902	25,397	28,800	6,109	3,292	-	-	77,501
株式	-	-	-	-	-	-	9,590	9,590
外国証券	7,253	66,590	46,560	80,174	36,116	5,570	-	242,266
その他の証券	-	11,362	12,466	10,030	32,522	5,530	56,351	128,263
合計	39,478	129,864	104,360	121,210	158,770	301,306	65,941	920,932

※ 残高は貸借対照表計上額ではなく、取得価額(取得原価又は償却原価)により表示しています。

種類別商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

有価証券等の時価情報

1. 有価証券

① 売買目的有価証券

該当する取引はありません。

② 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	48,853	54,679	5,825	48,650	53,515	4,864
	地方債	20,272	20,949	676	19,174	19,635	460
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	41,021	41,633	612	30,409	30,743	333
	外国証券	7,800	7,868	68	4,600	4,624	24
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	117,947	125,131	7,183	102,834	108,518	5,683
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	-	-	-
	外国証券	1,000	996	△ 3	1,000	993	△ 6
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
小計	1,000	996	△ 3	1,000	993	△ 6	
合計	118,947	126,127	7,180	103,834	109,511	5,677	

※ 1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2. 取得原価又は償却原価を貸借対照表計上額としています。

③ その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	令和2年度			令和3年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	11,575	6,820	4,755	11,931	6,815	5,116
	債券	322,354	306,819	15,534	266,016	254,005	12,010
	国債	300,185	284,716	15,468	255,588	243,613	11,975
	地方債	3,417	3,412	5	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	18,752	18,691	60	10,427	10,392	35
	その他	264,456	231,913	32,543	255,391	220,765	34,625
	外国証券	169,350	157,116	12,233	155,572	142,054	13,517
	その他の証券	95,106	74,797	20,309	99,818	78,710	21,108
小計	598,386	545,553	52,833	533,338	481,585	51,752	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,500	2,845	△ 345	2,444	2,775	△ 331
	債券	109,204	110,038	△ 833	183,887	188,572	△ 4,685
	国債	73,925	74,630	△ 704	127,275	131,584	△ 4,309
	地方債	13,830	13,906	△ 76	20,013	20,287	△ 274
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	21,448	21,501	△ 52	36,598	36,700	△ 101
	その他	71,584	74,287	△ 2,702	135,786	144,164	△ 8,377
	外国証券	33,811	35,264	△ 1,453	89,724	94,611	△ 4,886
	その他の証券	37,773	39,022	△ 1,249	46,061	49,552	△ 3,491
小計	183,289	187,171	△ 3,881	322,117	335,512	△ 13,394	
合計	781,676	732,725	48,951	855,456	817,098	38,358	

※ 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

2. 金銭の信託

① 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	3,180	-	1,864	-

※ 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	98,246	97,976	269	791	△ 521	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134

※ 1. 時価(期末日における市場価格等に基づく時価)を貸借対照表計上額としています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれの「差額」の内訳です。

3. デリバティブ取引等（デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引）

① 金利関連取引

該当する取引はありません。

② 通貨関連取引

（単位：百万円）

区 分			令和2年度			令和3年度		
			契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
店 頭	通貨スワップ		—	—	—	—	—	—
	為替予約	売建	53,275	△ 1,514	△ 1,514	105,414	△ 5,965	△ 5,965
		買建	—	—	—	—	—	—
	為替オプション	売建	—	—	—	—	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合 計			53,275	△ 1,514	△ 1,514	105,414	△ 5,965	△ 5,965

※ 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

③ 株式関連取引

該当する取引はありません。

④ 債券関連取引

該当する取引はありません。

経営諸指標

利益総括表

（単位：百万円）

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
資金運用収支	7,386	8,194	807
役務取引等収支	371	142	△ 229
その他事業収支	3,691	3,388	△ 303
事業粗利益	11,450	11,724	273
（事業粗利益率）	（ 0.26% ）	（ 0.27% ）	（ 0.00P ）

- ※ 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用*)
 *金銭の信託運用見合費用 = 金銭の信託平均残高 × 資金調達勘定利回り
 資金調達勘定利回り = 資金調達費用 / 資金調達勘定平均残高
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
 2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用
 3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用
 4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支
 5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高* × 100
 *資金運用勘定平均残高 = 預け金 + 買入金銭債権 + 有価証券 + 貸出金 + 従業員貸付金

事業純益（法定）

（単位：百万円）

項 目	令和2年度	令和3年度	増 減
事業純益	6,245	7,252	1,007
実質事業純益	6,951	7,266	315
コア事業純益	5,603	6,096	492
コア事業純益(投資信託解約損益を除く)	5,979	7,413	1,434

- ※ 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利益率

項目	令和2年度	令和3年度	増減
総資産経常利益率	0.12%	0.16%	0.04P
純資産経常利益率	2.20%	2.77%	0.57P
総資産当期純利益率	0.09%	0.13%	0.04P
純資産当期純利益率	1.64%	2.28%	0.64P

- ※ 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産平均残高(債務保証見返を除く) × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産平均残高(債務保証見返を除く) × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

資金運用収支の内訳

(単位: 百万円)

項目	令和2年度			令和3年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	4,273,943	27,882	0.65%	4,236,500	27,221	0.64%
うち預け金	3,048,211	14,935	0.49%	2,954,246	14,866	0.50%
うち有価証券	728,663	9,679	1.33%	793,368	9,158	1.15%
うち貸出金	475,839	3,217	0.68%	466,277	3,139	0.67%
資金調達勘定	4,184,017	20,495	0.49%	4,140,018	19,026	0.46%
うち貯金・定期積金	4,051,751	20,816	0.51%	4,047,731	19,430	0.48%
うち譲渡性貯金	54,150	96	0.18%	53,893	79	0.15%
うち借入金	156,056	36	0.02%	131,258	-	-
総資金利ざや	-	-	0.06%	-	-	0.08%

- ※ 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率*
 *資金調達原価率 = (資金調達費用 + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (資金調達勘定平均残高 - 金銭の信託運用見合額) × 100
 資金調達費用 = 貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 支払奨励金 + 支払雑利息
 資金調達勘定平均残高 = 貯金 + 譲渡性貯金 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + 貸付留保金 + 従業員預り金 + リース債務
 2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 資金調達勘定の「うち貯金・定期積金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の「平均残高」及び「利息」は、金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

受取利息・支払利息の増減額

(単位: 百万円)

項目	令和2年度 増減額	令和3年度 増減額
受取利息	△ 1,591	△ 661
うち預け金	△ 1,580	△ 68
うち有価証券	△ 15	△ 520
うち貸出金	△ 26	△ 77
支払利息	△ 2,094	△ 1,468
うち貯金・定期積金	△ 1,577	△ 1,385
うち譲渡性貯金	△ 39	△ 16
うち借入金	△ 464	△ 36
差引	503	807

- ※ 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 支払利息の「うち貯金・定期積金」には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

貯貸率・貯証率

区分	令和2年度	令和3年度	増減
貯貸率	期末	11.8%	△ 0.1P
	期中平均	11.6%	△ 0.2P
貯証率	期末	22.3%	1.8P
	期中平均	17.7%	1.6P

- ※ 1. 貯貸率(期末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

連結情報

グループの事業系統図



子会社等の概況

会社名	静岡コープサービス株式会社	株式会社静岡県信連ビジネスサービス
所在地	静岡市駿河区曲金三丁目8番1号	静岡市駿河区豊田一丁目4番15号
設立年月日	昭和45年8月17日	平成9年10月1日
資本金	50百万円	30百万円
事業の内容	静岡県信連及びJAのための次の業務 ①不動産の賃貸及び管理 ②事務用機器、事務用品の販売及び管理 ③印刷及び製本 ④広告及び宣伝 ⑤経営活性化のための人材教育並びに研修 ⑥労働者派遣	静岡県信連から委託を受けた次の業務 ①現金整理 ②手形交換 ③集中取立手形 ④為替等の証票作成・整理 ⑤帳表類の作成・発送 ⑥口座振替等データ登録 ⑦貸出関連データ入力 ⑧自動振替・EB
当会の議決権比率 (当会及び他の子会社等の議決権比率)	100.0%(100.0%)	100.0%(100.0%)

事業の概況

令和3年度の当会の連結決算は、子会社2社(静岡コープサービス株式会社・株式会社静岡県信連ビジネスサービス)を連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益42,624百万円、連結当期

剰余金5,994百万円、連結純資産288,838百万円、連結総資産4,473,593百万円で、連結自己資本比率は15.62%となりました。

連結子会社の事業概況

静岡コープサービス株式会社

県下JA及び当会で使用する帳票等印刷物、事務機器及び各種推進物資の商品販売業務や系統信用事業をPRする広告代理業務を通じて、系統信用事業の補完的役割を果たしています。また、人材派遣業務により、JA等の雇用環境の改善に寄与しています。

このうち、商品販売業務においては、JAの事務効率化のための事務機器等の販売促進に取り組んだほか、人材派遣業務では、JA等の人材ニーズを的確にとらえ、最適な人材の派遣を行いました。また、施設管理業務においては、利用者の要望や安全性の確保に積極的に取り組みました。

《主要業務の実績(売上高)》

(単位:百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	増減
商品販売	753	674	△78
人材派遣	286	260	△25
施設管理	445	430	△15
受託研修	9	18	9
その他	8	8	△0

株式会社静岡県信連ビジネスサービス

県下 JA 及び当会の現金整理・手形交換・口座振替等の事務作業を受託しており、県域での集中化を行うことにより、業務の効率化に寄与しています。

具体的には、口座振替一括管理の対象委託先拡大への対応等に取り組むとともに、JAの事務不備低減に向け、県域集中業務通信の発行等による効果的な情報還元に取り組ましました。

《主要業務の実績(手数料収入)》

(単位：百万円)

項目	令和2年度	令和3年度	増減
現金整理等	26	30	3
手形交換等	25	26	0
為替決済	43	44	1
データ登録	87	87	0
自動振替・EB	48	49	1
事務委託	37	37	△0

最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項目	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
連結経常収益	40,937	42,244	40,477	39,888	42,624
連結経常利益	7,364	6,098	5,595	5,687	7,287
連結当期剰余金	6,253	4,871	4,861	4,245	5,994
連結純資産額	225,497	234,299	228,296	293,317	288,838
連結総資産額	4,287,201	4,467,307	4,510,782	4,510,180	4,473,593
連結自己資本比率	17.30%	14.40%	13.56%	15.35%	15.62%

※ 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)	科目	令和2年度 (令和3年3月31日)	令和3年度 (令和4年3月31日)
〈資産の部〉			〈負債の部〉		
現金	6,812	7,260	貯金	3,988,421	3,932,984
預け金	2,840,646	2,736,520	譲渡性貯金	53,164	54,349
買入金銭債権	11,164	9,832	債券貸借取引受入担保金	-	57,979
金銭の信託	101,427	117,671	借入金	147,000	109,400
有価証券	900,624	959,290	代理業務勘定	15	12
貸出金	474,650	467,104	その他負債	5,352	9,743
その他資産	6,368	8,208	諸引当金	6,910	7,233
有形固定資産	3,167	3,056	退職給付に係る負債	1,259	1,319
建物	1,779	1,724	繰延税金負債	12,415	9,560
土地	1,001	1,001	債務保証	2,323	2,170
リース資産	318	262	負債の部合計	4,216,862	4,184,754
その他の有形固定資産	68	67	〈純資産の部〉		
無形固定資産	865	635	出資金	161,302	161,302
ソフトウェア	811	582	利益剰余金	96,191	99,048
その他の無形固定資産	53	52	子会社の所有する親連合会 出資金	△4	△4
外部出資	169,165	169,177	会員資本合計	257,489	260,346
繰延税金資産	41	43	その他有価証券評価差額金	35,827	28,492
債務保証見返	2,323	2,170	評価・換算差額等合計	35,827	28,492
貸倒引当金	△7,076	△7,379	純資産の部合計	293,317	288,838
資産の部合計	4,510,180	4,473,593	負債及び純資産の部合計	4,510,180	4,473,593

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)	令和3年度 (令和3年4月1日～令和4年3月31日)
経常収益	39,888	42,624
資金運用収益	27,875	27,213
貸出金利息	3,209	3,132
預け金利息	240	80
有価証券利息配当金	9,679	9,158
その他受入利息	14,746	14,842
(うち受取奨励金)	(14,034)	(12,796)
(うち特別配当金)	(660)	(1,989)
役務取引等収益	1,731	1,689
その他事業収益	7,949	11,839
その他経常収益	2,332	1,882
経常費用	34,200	35,337
資金調達費用	20,961	19,521
貯金利息	263	88
譲渡性貯金利息	96	79
借入金利息	36	—
その他支払利息	20,565	19,353
(うち支払奨励金)	(20,552)	(19,342)
役務取引等費用	1,024	1,201
その他事業費用	4,477	8,650
経費	4,485	4,472
その他経常費用	3,251	1,492
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,388)	(324)
経常利益	5,687	7,287
特別損失	0	3
固定資産処分損	0	3
税金等調整前当期利益	5,687	7,283
法人税、住民税及び事業税	1,399	1,391
法人税等調整額	42	△ 102
法人税等合計	1,442	1,288
当期利益	4,245	5,994
当期剰余金	4,245	5,994

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
〈資本剰余金の部〉		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
〈利益剰余金の部〉		
1 利益剰余金期首残高	95,906	96,191
2 利益剰余金増加高	4,245	5,994
当期剰余金	4,245	5,994
3 利益剰余金減少高	3,959	3,138
配当金	3,959	3,138
4 利益剰余金期末残高	96,191	99,048

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和3年度
I 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	5,687	7,283
減価償却費	545	524
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,752	302
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△ 139	60
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 59	323
資金運用収益	△ 27,875	△ 27,213
資金調達費用	20,961	19,521
有価証券関係損益 (△は益)	△ 1,048	△ 161
金銭の信託の運用損益 (△は益)	△ 931	△ 1,246
外部出資関係損益 (△は益)	0	0
為替差損益 (△は益)	△ 1,766	△ 3,092
固定資産処分損益 (△は益)	0	3
貸出金の純増 (△)減	△ 1,585	7,545
預け金の純増 (△)減	50,000	130,000
貯金の純増減 (△)	683	△ 54,252
借入金の純増減 (△)	1,100	△ 37,600
債券貸借取引受入担保金の純増減	-	57,979
事業分量配当金の支払額	△ 1,976	△ 1,139
その他	681	△ 19
資金運用による収入	29,077	28,521
資金調達による支出	△ 21,417	△ 19,637
小 計	53,690	107,704
法人税等の支払額	△ 1,155	△ 1,391
事業活動によるキャッシュ・フロー	52,534	106,313
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 322,645	△ 271,242
有価証券の売却による収入	176,778	189,125
有価証券の償還による収入	65,636	18,806
金銭の信託の増加による支出	△ 16,857	△ 21,255
金銭の信託の減少による収入	5,391	5,442
買入金銭債権の取得による支出	△ 165,867	△ 147,013
買入金銭債権の償還による収入	158,242	148,345
固定資産の取得による支出	△ 297	△ 186
固定資産の売却による収入	2	-
外部出資による支出	△ 6	△ 12
外部出資の償還による収入	8	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 99,613	△ 77,992
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 50,000	-
出資の増額による収入	50,000	-
出資配当金の支払額	△ 1,983	△ 1,998
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,983	△ 1,998
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
V 現金及び現金同等物の増加額	△ 49,061	26,322
VI 現金及び現金同等物の期首残高	111,516	62,454
VII 現金及び現金同等物の期末残高	62,454	88,776

連結注記表

【令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日)】	【令和3年度(令和3年4月1日～令和4年3月31日)】
<p>1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>①連結される子会社 2社 ・静岡コープサービス株式会社 ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス</p> <p>②非連結の子会社及び子法人等はありません。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項</p> <p>①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。</p> <p>②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社の決算日は、いずれも3月末日です。</p> <p>(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 償却すべきのれんはありません。</p> <p>(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。</p>	<p>1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項</p> <p>(1) 連結の範囲に関する事項</p> <p>①連結される子会社 2社 ・静岡コープサービス株式会社 ・株式会社静岡県信連ビジネスサービス</p> <p>②非連結の子会社及び子法人等はありません。</p> <p>(2) 持分法の適用に関する事項</p> <p>①持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。</p> <p>②持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等はありません。</p> <p>(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項 連結される子会社の決算日は、いずれも3月末日です。</p> <p>(4) のれんの償却方法及び償却期間に関する事項 償却すべきのれんはありません。</p> <p>(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。</p> <p>(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。</p>
<p>2. 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <p>・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法</p> <p>・その他有価証券</p> <p>時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価を把握することが極めて困難と認められるもの</p> <p>…原価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) テリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。</p> <p>(5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 19年～65年</p> <p>そ の 他 5年～20年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。</p> <p>なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(8) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p>	<p>2. 重要な会計方針に関する事項</p> <p>(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。</p> <p>(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。</p> <p>・売買目的有価証券…時価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法</p> <p>・その他有価証券</p> <p>時価のあるもの…原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等</p> <p>…原価法(売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については、償却原価法による取得価額の修正を行っています。</p> <p>(3) 金銭の信託(合同運用を除く)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。</p> <p>(4) テリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。</p> <p>(5) 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。</p> <p>また、主な耐用年数は次のとおりです。</p> <p>建 物 19年～65年</p> <p>そ の 他 5年～20年</p> <p>(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち、自社利用ソフトウェアについては、当会及び子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。</p> <p>(7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。</p> <p>なお、残存価額については、零としています。</p> <p>(8) 外貨建の資産は、主に連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。</p>

(9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。

破綻先	……	破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	……	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	……	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	……	貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	……	要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
正常先	……	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積み、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しています。

要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しています。

予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しています。

すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は636百万円です。

また、子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき算定した繰入限度額にて計上しています。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給与に係る規程に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(11) ヘッジ会計の方法

「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物が替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。

(12) 消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

(9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」により、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しています。

破綻先	……	破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	……	破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
破綻懸念先	……	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	……	貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	……	要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
正常先	……	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権については、債権の元本の回収見込額を見積み、債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しています。

要注意先のうち、要管理先に対する債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び正常先に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しています。

予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を1算定期間とし、過去の一定の算定期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の平均値に基づき、将来見込みに応じて必要な修正を加えた予想損失率によって算定しています。

すべての債権は、「資産査定規程」に基づき資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21百万円です。

また、子会社の貸倒引当金は、税法基準に基づき算定した繰入限度額にて計上しています。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「静岡県JAバンク支援制度要領」等に基づき計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員等への賞与の支払に備えるため、職員等に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、役員退任給与に係る規程に基づき、当連結会計年度末要支給見積額を計上しています。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、職員等の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における職員等の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(11) ヘッジ会計の方法

「ヘッジ要領」に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

外貨建有価証券に係る為替変動リスクに対するヘッジ手段として先物が替予約取引を利用しており、時価ヘッジの方法によりヘッジ会計を実施しています。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である外貨建有価証券の為替変動リスクがヘッジ手段によって相殺されることを相場変動割合に基づく比率分析によって確認することにより行っています。

3. 表示方法の変更に関する事項	3. 会計方針の変更に関する事項
<p>農業協同組合法施行規則第126条の3の2の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当連結会計年度より貸倒引当金に関する情報を「会計上の見積りに関する事項」に記載しています。</p>	<p>(1) 収益認識に関する会計基準等の適用 当会は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月28日)を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。これによる当連結会計年度の損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる当連結会計年度の計算書類への影響はありません。</p>
4. 会計上の見積りに関する事項	4. 会計上の見積りに関する事項
<p>(1) 計算書類等に計上した金額 貸倒引当金計上額 7,076 百万円</p> <p>(2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報</p> <p>①見積金額の算出に用いた仮定 当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴う緊急事態宣言発出による経済活動の停滞の影響は、さらに今後1年程度は続くものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。 また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。</p> <p>②見積金額の算出方法 貸倒引当金の算定方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」の「(9)引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を足許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。 なお、当連結会計年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。</p> <p>③翌年度の計算書類等に与える影響 新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。</p>	<p>(1) 計算書類等に計上した金額 貸倒引当金計上額 7,379 百万円</p> <p>(2) 見積りの内容について計算書類等利用者の理解に資するその他の情報</p> <p>①見積金額の算出に用いた仮定 当連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やそれに伴うまん延防止等重点措置の適用による経済活動の停滞の影響は、さらに今後1年程度は続くものと想定し、特に貸出金等の信用リスクに影響があるとの仮定を置いております。 また、債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通しについて、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を置いております。</p> <p>②見積金額の算出方法 貸倒引当金の算定方法は、「2. 重要な会計方針に関する事項」の「(9)引当金の計上方法」に記載しております。また、上記仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、特定の貸出先の債務者区分を足許の業績悪化の状況及び財務情報等には未だ反映されていない影響に係る見積りに基づき修正して貸倒引当金を計上しております。 なお、当連結会計年度は要注意先に係る軽微なものを除き予想損失率の修正を実施しておりません。</p> <p>③翌年度の計算書類等に与える影響 新型コロナウイルス感染症の状況を含む債務者の経営環境等の変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、債務者区分または予想損失率の変更により引当額が増減し、計算書類等に重要な影響を与える可能性があります。</p>
5. 連結貸借対照表に関する事項	5. 連結貸借対照表に関する事項
<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、6,346 百万円です。</p> <p>(2) 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他資産には、敷金及び保証金 15 百万円が含まれています。</p> <p>(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計 84,754 百万円含まれています。</p> <p>(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p>	<p>(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、6,012 百万円です。</p> <p>(2) 担保に供している資産は次のとおりです。 担保に供している資産 有価証券 144,294 百万円 貸出金 20,000 百万円 担保資産に対応する債務 借入金 109,400 百万円 債券貸借取引受入担保金 57,979 百万円 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 90,000 百万円及び有価証券 1,000 百万円を差し入れています。 なお、これらの資産に対応する債務はありません。 また、その他資産には、敷金及び保証金 14 百万円が含まれています。</p> <p>(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計 86,491 百万円含まれています。</p> <p>(4) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p> <p>(5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。 なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。</p>

- (6) 貸出金のうち、破綻先債権額はありませぬ。延滞債権額は7,420百万円です。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして、未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であつて、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (7) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はありませぬ。
 なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (8) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありませぬ。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (9) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は7,420百万円です。
 なお、(6)から(9)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (10) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。
 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は252百万円です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、128,653百万円です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金55,747百万円が含まれています。

- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 2百万円 |
| 危険債権額 | 7,634百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 0百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 0百万円 |
| 合計額 | 7,636百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
 (表示方法の変更)
 令和2年12月23日に公布された農業協同組合法施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一括化されリスク管理債権の範囲や債権の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました。(令和4年3月31日施行)
- (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。
 これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は234百万円です。
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、126,511百万円です。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金55,747百万円が含まれています。

6. 連結損益計算書に関する事項

貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は636百万円です。

6. 連結損益計算書に関する事項

貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は21百万円です。

7. 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。
 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券です。
 貸出金は、顧客の契約不履行によつてもたらされる信用リスクに晒されています。金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されており、また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
 当会は、静岡県を事業区域として、JA等が会員となつて運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。
 JAは、農家組合員や地域からお預かりした貯金を原資に、農家組合員や地域への貸付け等により運用し、その余剰資金を当会がお預かりする仕組みとなっています。
 当会では、これを原資として、資金を必要とするJA、農業に関連する企業・団体、県内の地場企業・団体及び地方公共団体等への貸付けを行っています。また、余剰資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券です。
 貸出金は、顧客の契約不履行によつてもたらされる信用リスクに晒されています。金銭の信託は指定金外信託及び特定金外信託により運用しており、その構成資産は、国内外の債券や株式等であり、運用目的またはその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されており、また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利及び為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。
 デリバティブ取引にはALMの一環で行っている先物為替予約取引のほかトレーディングとして行っている債券先物取引等があり、取引相手方の信用リスクや金利変動等による市場価格の変動リスクに晒されています。このうち先物

為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。

貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。

また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。

これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。

なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。

b市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、79.746 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

為替予約取引は、ヘッジ対象であるその他有価証券として保有する外貨建債券のヘッジ手段として為替変動を相殺する目的で行っており、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、信用リスクの管理・運用体制を整備しています。

貸出金管理では、各営業部店が与信先別の業況・事業動向等をモニタリングし、その内容を定量的・定性的に分析した結果を踏まえ、審査担当部署が内部格付や与信限度額等の管理、保証・担保の設定、問題債権への対応等を行っています。

また、有価証券管理では、発行体ごとの信用情報や時価の把握を、リスク管理担当部署等が定期的に行っています。

これらの信用リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告を実施しています。

なお、信用リスクに関する財務運営上の課題については、ALM委員会において対応方向を協議・決定しています。

b市場リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び市場リスク管理に関する諸規程に従い、市場リスクの管理・運用体制を整備しています。

具体的には、リスク管理委員会において市場リスク管理に関する方針の決定及びリスク状況の把握を行い、ALM委員会において財務運営に関する方針の決定、その実施状況の把握・確認及び課題に対する今後の対応方向等に係る協議・決定を行っています。

リスクカテゴリーごとの管理方法等は、以下のとおりです。

(a) 金利リスク

当会は、リスク管理担当部署において、日々の評価損益の状況や保有資産の金利・期間等に基づき試算した想定するリスク量等を管理しています。

また、財務担当部署において、定期的に金融資産及び負債の金利・期間を総合的に把握するとともに、決算シミュレーション等による業績予測等を行い、リスクの状況及び財務の状況について、リスク管理委員会、ALM委員会及び理事会等に報告しています。

(b) 為替リスク

当会は、為替リスクに関して、個別の案件ごとに管理しており、必要に応じて、先物為替予約取引によるリスクヘッジを図っています。

(c) 価格変動リスク

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会にて決定した方針に則り、余裕金運用規程等に基づいて行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、ALM委員会での事前協議や継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの低減を図っています。

また、総務担当部署で保有している外部出資は、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況等のモニタリングを定期的実施しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会ではこれらの金融資産及び金融負債について、「農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(4)に規定する自己資本の充実の状況等について、農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外の全てのリスク変数が一定であると仮定し、当該事業年度末において、上方パラレルシフト(指標金利の上限をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)が生じた場合対象となる金融資産及び金融負債の時価は、85.904 百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利リスクを除くリスク変数が一定の場合を想定しており、金利とその他リスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金（1年もの）がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)			
科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	2,840,646	2,840,681	35
買入金銭債権	11,164	11,164	0
満期保有目的金銭の信託	11,164	11,164	0
運用目的の金銭の信託	101,427	101,427	-
その他の金銭の信託	3,180	3,180	-
有価証券	98,246	98,246	-
満期保有目的の債券	900,624	907,804	7,180
その他有価証券	118,947	126,127	7,180
貸出金	781,676	781,676	-
貸倒引当金	475,221	-	-
貸倒引当金控除後	△ 7,039	-	-
資産計	468,181	472,329	4,147
貯金	4,333,499	4,344,866	11,366
借入金	4,041,586	4,041,667	80
負債計	147,000	147,000	-
負債計	4,192,495	4,192,576	80

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,514)	(1,514)	-
デリバティブ取引計	(1,514)	(1,514)	-

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金570百万円を含めています。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金53,164百万円を含めています。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

なお、これらの市場リスク管理の状況については、リスク管理担当部署がモニタリングを実施するとともに、リスク管理委員会や理事会等へ定期的に報告しています。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会の調達資金は、会員であるJAからの定期貯金（1年もの）がその大半を占めており、その満期管理を徹底するとともに、市場環境を考慮した期間ごとの運用・調達資金のバランス調整等により、流動性リスクを管理しています。

なお、日々の資金決済に対応するため、農林中央金庫に預入している流動性預け金の残高管理を徹底しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)			
科目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	2,736,520	2,736,542	22
買入金銭債権	9,832	9,827	△ 5
満期保有目的金銭の信託	9,832	9,827	△ 5
運用目的の金銭の信託	117,671	117,671	-
その他の金銭の信託	1,864	1,864	-
有価証券	115,807	115,807	-
満期保有目的の債券	959,290	964,967	5,677
その他有価証券	103,834	109,511	5,677
貸出金	855,456	855,456	-
貸倒引当金	467,604	-	-
貸倒引当金控除後	△ 7,342	-	-
資産計	460,261	463,161	2,899
貯金	4,283,576	4,292,169	8,593
借入金	3,987,334	3,987,408	73
債券貸借取引受入担保金	109,400	109,400	-
負債計	57,979	57,979	-
負債計	4,154,713	4,154,787	73

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,965)	(5,965)	-
デリバティブ取引計	(5,965)	(5,965)	-

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貸出金には、連結貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金500百万円を含めています。
3. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金54,349百万円を含めています。
4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記dと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主の上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価額を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれています。

また、投資信託については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は通貨関連取引(為替予約)であり、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品として、市場価格のない外部出資があり、その連結貸借対照表計上額は169,165百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

科目	(単位:百万円)		
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,840,646	-	-
買入金銭債権	-	-	-
満期保有目的	-	-	-
有価証券	51,617	43,864	43,770
満期保有目的の債券	14,887	29,385	4,587
その他有価証券のうち満期があるもの	36,730	14,479	39,183
貸出金	123,491	52,525	50,767
合計	3,015,754	96,389	94,537

科目	(単位:百万円)		
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	-	-	-
買入金銭債権	-	-	11,164
満期保有目的	-	-	11,164
有価証券	71,011	39,369	468,141
満期保有目的の債券	7,287	5,987	54,867
その他有価証券のうち満期があるもの	63,724	33,382	413,274
貸出金	38,869	39,886	169,110
合計	109,881	79,256	648,416

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越40,371百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

業会計基準適用指針第31号(令和元年7月4日)第26項の経過措置を適用し、上場投資信託は取引所の価格、非上場投資信託は取引金融機関等から提示された価格によっています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

c 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金については、約定期間が短期間であるため時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替関連取引(為替予約)であり、公表された相場価格が存在しないため、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等として、外部出資があり、その連結貸借対照表計上額は169,177百万円です。これは①の金融商品の時価情報には含めていません。

なお、外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

科目	(単位:百万円)		
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	2,736,520	-	-
買入金銭債権	-	-	-
満期保有目的	-	-	-
有価証券	39,685	47,780	75,301
満期保有目的の債券	29,385	4,587	7,287
その他有価証券のうち満期があるもの	10,300	43,193	68,014
貸出金	106,896	65,652	44,842
合計	2,883,102	113,433	120,143

科目	(単位:百万円)		
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	-	-	-
買入金銭債権	-	-	9,832
満期保有目的	-	-	9,832
有価証券	42,033	52,806	523,460
満期保有目的の債券	5,987	87	54,780
その他有価証券のうち満期があるもの	36,046	52,719	468,680
貸出金	44,679	36,534	168,499
合計	86,712	89,340	701,792

(注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越40,357百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金55,747百万円については「5年超」に含めています。
2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等はありません。
3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件はありません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

科 目	(単位：百万円)		
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,987,523	390	459
譲渡性貯金	53,164	-	-
借入金	47,600	60,300	24,400
合 計	4,088,288	60,690	24,859

科 目	(単位：百万円)		
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	22	25	-
譲渡性貯金	-	-	-
借入金	14,700	-	-
合 計	14,722	25	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

⑥借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

科 目	(単位：百万円)		
	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯 金	3,932,016	552	362
譲渡性貯金	54,349	-	-
借入金	70,300	24,400	14,700
債券貸借取引受入担保金	57,979	-	-
合 計	4,114,645	24,952	15,062

科 目	(単位：百万円)		
	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	30	22	-
譲渡性貯金	-	-	-
借入金	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	-	-	-
合 計	30	22	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

8. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類	(単位：百万円)		
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	48,853	54,679	5,825
地方債	20,272	20,949	676
社債	41,021	41,633	612
その他	14,973	15,043	70
小計	125,120	132,305	7,185
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	4,991	4,986	△ 4
小計	4,991	4,986	△ 4
合 計	130,112	137,292	7,180

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類	(単位：百万円)		
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	11,575	6,820	4,755
債券	491,704	463,935	27,768
国債	300,185	284,716	15,468
地方債	3,417	3,412	5
社債	18,752	18,691	60
その他	169,350	157,116	12,233
その他	95,106	74,797	20,309
小計	598,386	545,553	52,833
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	2,500	2,845	△ 345
債券	143,016	145,302	△ 2,286
国債	73,925	74,630	△ 704
地方債	13,830	13,906	△ 76
社債	21,448	21,501	△ 52
その他	33,811	35,264	△ 1,453
その他	37,773	39,022	△ 1,249
小計	183,289	187,171	△ 3,881
合 計	781,676	732,725	48,951

(注) 上記差額合計から繰延税金負債13,319百万円を差引いた金額35,631百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

科 目	(単位：百万円)		
	売却額	売却益	売却損
株 式	719	60	90
債 券	139,335	1,347	-
その他	11,633	995	-
合 計	151,688	2,404	90

8. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

①売買目的有価証券

該当する有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類	(単位：百万円)		
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債	48,650	53,515	4,864
地方債	19,174	19,635	460
社債	30,409	30,743	333
その他	5,567	5,594	26
小計	103,801	109,487	5,685
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	9,865	9,850	△ 14
小計	9,865	9,850	△ 14
合 計	113,666	119,338	5,671

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類	(単位：百万円)		
	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	11,931	6,815	5,116
債券	421,588	396,060	25,528
国債	255,588	243,613	11,975
地方債	-	-	-
社債	10,427	10,392	35
その他	155,572	142,054	13,517
その他	99,818	78,710	21,108
小計	533,338	481,585	51,752
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	2,444	2,775	△ 331
債券	273,611	283,184	△ 9,572
国債	127,275	131,584	△ 4,309
地方債	20,013	20,287	△ 274
社債	36,598	36,700	△ 101
その他	89,724	94,611	△ 4,886
その他	46,061	49,552	△ 3,491
小計	322,117	335,512	△ 13,394
合 計	855,456	817,098	38,358

(注) 上記差額合計から繰延税金負債10,427百万円を差引いた金額27,930百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

科 目	(単位：百万円)		
	売却額	売却益	売却損
株 式	164	6	-
債 券	149,106	1,161	-
その他	7,136	293	-
合 計	156,407	1,460	-

(3) 売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等を除く。)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しています。

当連結会計年度における減損処理額は、213百万円(うち、株式213百万円)です。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っております。

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
 連結貸借対照表計上額 3,180百万円
 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円
- (2) その他の金銭の信託 (単位:百万円)

その他の金銭の信託	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	98,246	97,976	269	791	△ 521

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 73百万円を差引いた金額 196百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

9. 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- (1) 運用目的の金銭の信託
 連結貸借対照表計上額 1,864百万円
 当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 - 百万円
- (2) その他の金銭の信託 (単位:百万円)

その他の金銭の信託	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	
				うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	115,807	115,034	772	1,907	△ 1,134

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 210百万円を差引いた金額 561百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳です。

10. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	53,275	-	△ 1,514

10. デリバティブ取引に関する事項

ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

通貨関連取引 (単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超のもの	時価
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	為替予約	その他有価証券	105,414	-	△ 5,965

11. 退職給付に関する事項

- (1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員等の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給付規程」に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けています。

また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

当会有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,398百万円
退職給付費用	190百万円
退職給付の支払額	△ 246百万円
制度への拠出額	△ 83百万円
期末における退職給付に係る負債	1,259百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,400百万円
共済会積立額	△ 1,141百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,259百万円

- (1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員等の退職給付に充てるため、確定給付型の制度として、「退職給付規程」に基づき、退職一時金制度(非積立型制度であるが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立型制度に区分して記載しています)を設けています。

また、この制度の退職給付の一部に充てるため、一般財団法人静岡県農協共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。

当会有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	1,259百万円
退職給付費用	180百万円
退職給付の支払額	△ 35百万円
制度への拠出額	△ 84百万円
期末における退職給付に係る負債	1,319百万円

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	2,528百万円
共済会積立額	△ 1,208百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,319百万円

c 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 190 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて表示しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は28百万円です。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は318百万円です。

c 退職給付に関連する損益
簡便法で計算した退職給付費用 180 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて表示しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は28百万円です。

また、存続組合より示された令和4年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は291百万円です。

12. 税効果会計に関する事項

12. 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,543 百万円
貸出金償却超過額	87 百万円
賞与引当金超過額	38 百万円
退職給付に係る負債	347 百万円
相互援助積立金超過額	1,835 百万円
有価証券有税償却額	43 百万円
未払事業税	89 百万円
未払奨励金	446 百万円
その他	278 百万円
繰延税金資産小計	4,711 百万円
評価性引当額	△ 3,692 百万円
繰延税金資産合計(A)	1,019 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 13,393 百万円
その他	△ 0 百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 13,393 百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 12,373 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率(調整)	27.3 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.6 %
事業分量配当金	△ 5.5 %
住民税均等割等	0.1 %
評価性引当額の増減	9.7 %
その他	0.1 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.4 %

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	1,640 百万円
貸出金償却超過額	2 百万円
賞与引当金超過額	39 百万円
退職給付に係る負債	364 百万円
相互援助積立金超過額	1,917 百万円
有価証券有税償却額	102 百万円
未払事業税	89 百万円
未払奨励金	425 百万円
その他	305 百万円
繰延税金資産小計	4,887 百万円
評価性引当額	△ 3,765 百万円
繰延税金資産合計(A)	1,122 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 10,638 百万円
その他	△ 0 百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 10,638 百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△ 9,516 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率(調整)	27.3 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.2 %
事業分量配当金	△ 5.6 %
住民税均等割等	0.0 %
評価性引当額の増減	1.0 %
その他	0.0 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.7 %

13. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項

13. 連結キャッシュ・フロー計算書に関する事項

現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	令和3年3月31日現在
現金及び預け金勘定	2,847,459 百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,785,004 百万円
現金及び現金同等物	62,454 百万円

現金及び現金同等物の連結会計年度末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。

	令和4年3月31日現在
現金及び預け金勘定	2,743,781 百万円
別段預け金、定期預け金、譲渡性預け金	△ 2,655,004 百万円
現金及び現金同等物	88,776 百万円

連結事業年度のリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権の状況

連結によるリスク管理債権及び金融再生法に基づく開示債権額の変更はありません。

事業の種類別情報

連結対象となる子会社等は、物品販売、不動産賃貸等の事業を営んでいますが、それらの事業ごとにおける経常収益等の総額に占める割合が僅少であるため、事業の種類別情報は記載していません。

確 認 書

1. 私は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理態勢の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等へ適切に報告されています。
 - 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

令和4年7月12日

静岡県信用農業協同組合連合会
代表理事理事長 田代 芳彦

※ 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

会計監査人の監査

当会の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書、注記表及びその附属明細書並びに剰余金処分案については、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けており、令和4年5月19日付の監査報告書を受領しております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しておりますが、このディスクロージャー等そのものについては監査を受けておりません。

自己資本の充実の状況

単 体

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズにこたえるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和4年3月末における当会の自己資本比率は15.54%となりました。

自己資本調達手段の概要

当会の自己資本は、会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

項 目	内 容	
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	1,227億円(前年度1,227億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当会は、規制対応及び事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより自己資本の充実度の評価を行っています。

具体的には、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法及び信用リスク削減手法、オペレーショナル・リスク相当額については基礎的手法を採用して、自己資本比率を算出し、モニタリングを実施するとともに、自己資本比率が一定水準を下回る場合には、対処方針を検討し、対応する体制を構築しています。

当会にとってのリスク管理は、当会の経営の安全性を確保し、期待される役割発揮が可能な状態を維持するために、「経営戦略や業務方針の達成に対する不確実性の要因、すなわちリスクを、許容できるレベルまで調整し、そのため

に必要な施策を行うこと」であり、また、金融機関の負っているリスクが多様化・複雑化している金融環境下では、個々のリスク特性に応じた個別リスク管理は当然のこととして、様々な特性を持つ諸リスクを対象として網羅的に把握し、一貫した統制のフレームワークの下で管理を遂行することが必要であると認識しています。

このような認識のもと、具体的な取組みとして、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能な信用リスク及び市場リスク(金利リスク・価格変動リスク・為替リスク)については、VaR(バリューアットリスク)等によるリスクの計量化を行っています。計量化したリスクについては、統合した上で自己資本(経営体力)を基準にして設定されたリスク許容量と対比することにより管理しています。

また、極めて急激な市場変動が生じた場合を仮定したストレステストを実施し、自己資本の充実度を評価しています。

1 自己資本の構成

(単位:百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	252,883	255,335
うち、出資金及び資本準備金の額	161,302	161,302
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	94,719	97,535
うち、外部流出予定額 (△)	3,138	3,502
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,878	8,191
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,878	8,191
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	260,762	263,527
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	588	422
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	588	422
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	588	422
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	260,173	263,104
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,682,770	1,671,156
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,197	△ 2,409
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,197	△ 2,409
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,556	21,502
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,703,327	1,692,659
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	15.27	15.54

- ※ 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
現金	6,812	—	—	7,260	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	408,874	—	—	424,500	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	129,595	622	24	154,553	381	15
我が国の地方公共団体向け	39,679	—	—	41,580	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,803	181	7	1,803	181	7
地方公共団体金融機構向け	6,120	612	24	6,172	617	24
我が国の政府関係機関向け	10,476	1,047	41	9,181	918	36
地方三公社向け	1,172	0	0	1,272	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,053,127	611,949	24,477	2,949,585	590,044	23,601
法人等向け	439,900	260,891	10,435	498,040	257,842	10,313
中小企業等向け及び個人向け	795	510	20	655	403	16
抵当権付住宅ローン	272	95	3	218	76	3
不動産取得等事業向け	6,496	6,403	256	5,349	5,268	210
三月以上延滞等	—	—	—	2	—	—
取立未済手形	24	4	0	50	10	0
信用保証協会等による保証付	423	39	1	359	35	1
出資等	11,841	11,822	472	11,790	11,772	470
(うち出資等のエクスポージャー)	11,841	11,822	472	11,790	11,772	470
上記以外	280,256	657,077	26,283	254,516	628,264	25,130
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	26,356	65,890	2,635	23,331	58,328	2,333
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	222,873	557,183	22,287	222,873	557,183	22,287
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	1,984	4,961	198	2,960	7,400	296
(うち上記以外のエクスポージャー)	29,042	29,042	1,161	5,351	5,351	214
証券化	42,031	8,382	335	41,318	8,244	329
(うち非STC要件適用分)	42,031	8,382	335	41,318	8,244	329
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	234,100	129,167	5,166	261,926	169,187	6,767
(うちリスクスルー方式)	234,100	129,167	5,166	261,926	169,187	6,767
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		6,197	247		2,409	96
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	4,673,804	1,682,610	67,304	4,670,139	1,670,840	66,833
CVAリスク相当額÷8%	—	159	6	—	316	12
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	4,673,804	1,682,770	67,310	4,670,139	1,671,156	66,846

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%
	20,556	822	21,502	860

所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%
	1,703,327	68,133	1,692,659	67,706

- ※ 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
- $$\frac{\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\% \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む）の価値が減少ないしは消滅し、損失を被るリスクのことです。当会では、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための体制として、信用リスク管理に関する規定類を整備し、適切に管理しています。

与信審査については、フロントオフィスを担う融資部門から独立した審査部門を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、個別の与信限度額管理、大口与信先の信用状況のモニタリング、資産査定における第二次査定の実施を通して、デフォルト等に伴う損失の発生を最小限に抑え、適正なリターンを確保を図っています。また、上記に加え、リスク管理部門において貸出金に有価証券等を含めた総合与信額についても限度額管理を行うとともに、格付別及び業種別の与信状況をモニタリングし、与信集中状況についても管理しています。

また、信用リスクについては、VaR等によるリスク量の計測を行い、市場リスクと統合した上で、リスク許容量による管理を実践しています。上記のモニタリングの状況、当会が保有するリスク量、リスク内容については、原則四半期ごとに開催されるリスク管理委員会にて協議・報告され、対処方針が決定されています。

当会における貸倒引当金の計上については、「資産の償却・引当要領」等に基づき次のとおり行っています。

資産の評価は担当部署が行い、この資産査定の結果を

踏まえ、資産査定統括部署が償却・引当額の妥当性についての検討・取りまとめを行い、償却引当実施部署へ報告することで、相互牽制を図り、適正に償却・引当を実施しています。また、償却・引当の結果については、経営管理委員会、理事会等へ報告しています。

破産、特別精算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと実質的に同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、以下なお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しています。

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関

株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）、フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定にあたり使用するエクスポージャーごとの適合格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, JCR, Moody's, S&P, Fitch	

※ 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

1 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	4,242,632	615,567	569,345	-	-	4,180,946	661,471	587,687	-	2
国外	155,040	-	155,040	-	-	185,948	-	185,948	-	-
地域別残高計	4,397,673	615,567	724,385	-	-	4,366,894	661,471	773,636	-	2

	令和2年度					令和3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人										
農業	1,650	1,650	-	-	-	2,189	2,189	-	-	2
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	93,487	72,348	16,312	-	-	99,504	77,111	17,413	-	-
鉱業	2,461	2,461	-	-	-	2,461	2,461	-	-	-
建設・不動産業	72,221	64,576	7,221	-	-	66,149	58,604	7,120	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	22,202	21,560	-	-	-	16,985	16,557	-	-	-
運輸・通信業	50,476	36,303	12,512	-	-	47,745	37,722	8,407	-	-
金融・保険業	3,340,371	230,456	98,564	-	-	3,300,897	290,038	103,159	-	-
卸売・小売・飲食・サービス業	192,777	184,751	6,710	-	-	183,980	175,524	7,108	-	-
日本国政府・地方公共団体	450,174	-	450,174	-	-	467,753	-	467,753	-	-
上記以外	132,988	-	132,889	-	-	162,799	-	162,672	-	-
個人	1,459	1,459	-	-	-	1,261	1,261	-	-	-
その他	37,400	-	-	-	-	15,167	-	-	-	-
業種別残高計	4,397,673	615,567	724,385	-	-	4,366,894	661,471	773,636	-	2

	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1年以下	3,020,874	128,182	51,325	-	2,936,913	160,256	38,943	-		
1年超3年以下	183,170	98,651	84,519	-	216,425	99,414	117,011	-		
3年超5年以下	231,332	120,449	110,882	-	177,418	87,161	90,256	-		
5年超7年以下	120,335	46,418	73,916	-	284,046	176,680	107,366	-		
7年超10年以下	238,398	121,282	117,116	-	156,526	33,238	123,287	-		
10年超	293,169	6,543	286,626	-	307,231	10,460	296,770	-		
期限の定めのないもの	310,393	94,040	-	-	288,332	94,260	-	-		
残存期間別残高計	4,397,673	615,567	724,385	-	4,366,894	661,471	773,636	-		

- ※ 1.信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 2.「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
- 3.「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

2 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	448	1,153	-	448	1,153	1,153	1,166	-	1,153	1,166
個別貸倒引当金	4,875	5,905	636	4,220	5,923	5,923	6,195	21	5,883	6,213

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和2年度						令和3年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	4,875	5,905	636	4,220	5,923	-	5,923	6,195	21	5,883	6,213	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	4,875	5,905	636	4,220	5,923	-	5,923	6,195	21	5,883	6,213	-	
法人	農業	94	91	-	94	91	-	91	110	-	91	110	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	3,317	2,863	636	2,680	2,863	636	2,863	2,874	-	2,863	2,874	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	82	82	-	82	82	-	82	60	21	61	60	21
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	13	13	-	13	13	-	13	13	-	13	13	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,367	2,854	-	1,349	2,872	-	2,872	3,136	-	2,854	3,154	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	4,875	5,905	636	4,220	5,923	636	5,923	6,195	21	5,883	6,213	21	

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

3 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

	リスク・ウェイト	令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	583,106	583,106	-	687,489	687,489
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	25,011	25,011	-	21,321	21,321
	20%	74,912	3,052,001	3,126,914	76,121	2,950,491	3,026,612
	35%	-	272	272	-	218	218
	50%	219,130	502	219,633	219,229	1,506	220,735
	75%	-	738	738	-	589	589
	100%	30,704	164,210	194,914	23,292	139,077	162,369
	150%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	247,081	247,081	-	247,558	247,558
	その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	
合計		324,746	4,072,926	4,397,673	318,642	4,048,251	4,366,894

- ※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めており、具体的な方法としては、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外

の主体で保証提供時に長期格付が A- 又は A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB- 又は Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自会貯金の相殺」については、

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、
- ③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、
- ④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位：百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	1,172	-	-	1,272	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	102	-	-	57,712	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	8,014	-	-	9,581	-
合計	102	9,186	-	57,712	10,853	-

- ※ 1.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

リスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価値に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

当会では、派生商品取引に関して商品別に運用限度額の設定を行い、設定された限度額の範囲内で運用するとともに、保有している派生商品の評価損益について日次でモニタリングを行い適正に管理しています。併せて、派生商品はロスカット基準を設定し、予期せぬ損失が発生しないよう管理しています。

なお、派生商品取引のうち、外国為替関連取引については、外国債券の為替リスクをヘッジする目的で外国為替先物予約を行っています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方式	令和2年度		令和3年度			
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位：百万円)						
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	現金・自会貯金	担保 債券	その他	信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
令和2年度						
(1)外国為替関連取引	－	532	－	－	－	532
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	－	532	－	－	－	532
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		－				－
合計	－	532	－	－	－	532
令和3年度						
(1)外国為替関連取引	－	1,054	－	－	－	1,054
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	－	1,054	－	－	－	1,054
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		－				－
合計	－	1,054	－	－	－	1,054

- ※ 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、証券化エクスポージャーを含む資産流動化商品について、商品ごとに格付機関の格付に応じて購入限度額や期間等の投資基準を設定し、運用しています。また、有価証券勘定で保有している証券化エクスポージャーについては、証券化エクスポージャーを含む有価証券の評価損益等について計測を行い管理しています。

体制の整備及びその運用状況の概要

体制の整備及びその運用状況の概要は以下のとおりです。

証券化案件への投資を担当するフロント部署が投資案件の分析等を行い、リスク管理部署が外部格付の変遷や裏付資産のパフォーマンス等の信用リスクの変化等に係るモニタリングを

行っています。

なお、リスク管理委員会において、証券化案件に係る投資基準等について協議を行うとともに、モニタリング結果を報告しています。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、下表の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみを使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関

株式会社格付投資情報センター (R&I)、株式会社日本格付研究所 (JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)、S&P グローバル・レーティング (S&P)、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

1 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

2 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	7,711	-	9,079	-
	自動車ローン	29,218	-	27,294	-
	その他	5,101	-	4,944	-
	合計	42,031	-	41,318	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
令和2年度						
オン・バランス	0% ~ 15%未満	-	-	0% ~ 100%未満	-	-
	15% ~ 50%未満	42,031	335	100% ~ 250%未満	-	-
	50% ~ 100%未満	-	-	250% ~ 400%未満	-	-
	100% ~ 250%未満	-	-	400% ~ 1250%未満	-	-
	250% ~ 400%未満	-	-	1250%	-	-
	400% ~ 1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	42,031	335	合計	-	-	
オフ・バランス	0% ~ 15%未満	-	-	0% ~ 100%未満	-	-
	15% ~ 50%未満	-	-	100% ~ 250%未満	-	-
	50% ~ 100%未満	-	-	250% ~ 400%未満	-	-
	100% ~ 250%未満	-	-	400% ~ 1250%未満	-	-
	250% ~ 400%未満	-	-	1250%	-	-
	400% ~ 1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	-	-	合計	-	-	
令和3年度						
オン・バランス	0% ~ 15%未満	-	-	0% ~ 100%未満	-	-
	15% ~ 50%未満	41,318	329	100% ~ 250%未満	-	-
	50% ~ 100%未満	-	-	250% ~ 400%未満	-	-
	100% ~ 250%未満	-	-	400% ~ 1250%未満	-	-
	250% ~ 400%未満	-	-	1250%	-	-
	400% ~ 1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	41,318	329	合計	-	-	
オフ・バランス	0% ~ 15%未満	-	-	0% ~ 100%未満	-	-
	15% ~ 50%未満	-	-	100% ~ 250%未満	-	-
	50% ~ 100%未満	-	-	250% ~ 400%未満	-	-
	100% ~ 250%未満	-	-	400% ~ 1250%未満	-	-
	250% ~ 400%未満	-	-	1250%	-	-
	400% ~ 1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合計	-	-	合計	-	-	

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト125%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務戦略・組織体制・コンピュータシステム等の統制機能の不備、経営方針・手続・規定等の遵守及び管理ミス等に関連して発生するリスクのことです。

当会では、リスク管理の基本となるリスクマネジメント基本方針において、オペレーショナル・リスクとして、業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生する事務リスク、コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い金融機関が損失を被るシステムリスク、経営判断や個別業務の執行において法令違反や不適切な契約締結等に起因し、損失が発生したり、取引上のトラブルが発生する法務リスク、評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じるレピュテーションリスク等を定義し、それぞれのリスクに応じたリスク管理を実施することとしています。

事務リスクについては、「コンプライアンス・マニュアル」に基づく法令・規制及び基準等の遵守、「自己検査実施要領」に基づく自己検査の実施、「事務ミス等の報告事務手続」に基づく迅速な対応と再発防止策の策定等により、事務リスクの軽減・未然防止を図っています。

システムリスクについては、「情報セキュリティ運用細則」「情報システムセキュリティ管理要領」等に基づき、情報資産の安全性の確保とコンピュータシステムの運用管理を適切に行うことで、システムリスクの回避を図っています。

法務リスクについては、法令等の改正に伴う関連規定の速やかな変更と徹底、「金融法務等相談・リーガルチェック実施要領」に基づく弁護士・税理士等への相談により、リスクの軽減や違法行為等の未然防止を図っています。

レピュテーションリスクについては、「利用者サポート等管理細則」に基づき、取引先等の利用者からの苦情を受け付け、利用者の納得及び満足が得られるよう、迅速・誠実な対応をすることによりリスクの軽減を図っています。

上記の各リスク管理上のリスク情報については、リスク管理統括部署にて一元管理するとともに、リスクの状況・業務への影響等について必要に応じて役員及びリスク管理委員会へ報告し、対処方針を協議しています。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

有価証券勘定の株式については、株価が変動する価格変動リスクについて VaR によるリスク量の計測を行い、株式以外の資産の市場リスク及び信用リスクとともに、計測したリスク量と経営体

力を基準に設定されたリスク許容量を対比することにより管理しています。

また、株式を含む有価証券の評価損益等について日次にて計測を行い、リスク量が適正な範囲に収まるよう管理しています。

外部出資勘定の株式又は出資については、資産査定により価値の毀損の危険性を判別し、適切な管理に努めています。

1 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	14,076	14,076	14,375	14,375
非上場	169,327	169,327	169,352	169,352
合計	183,403	183,403	183,727	183,727

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	60	6
売却損	90	—
償却額	—	—

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価益	4,755	5,116
評価損	345	331

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	234,100	261,926
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金利の影響を受ける資産・負債(預け金、有価証券、貸出金、貯金等)が、金利の変動により利益の低下ないしは損失を被るリスクのことです。

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、「リスクマネジメント基本方針」及び関係規定に基づき、VaRによる金利リスクの計測及び銀行勘定の金利リスク(IRRBB)の計測を行い、VaR計測した金利リスクは他の市場リスク及び信用リスクとともに経営体力を基準に設定したリスク許容量と対比することにより管理し、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)のうち現在価値変動額

(Δ EVE)は経営体力を基準とした一定の範囲内にコントロールする管理をしています。

計測したリスクの状況については、リスク管理委員会において協議し、その協議結果を踏まえ、最適資産配分及び資金運用方針等をALM委員会において検討・協議しており、適切なリスク管理に努めています。

また、金利リスク低減を図るため、ヘッジ取引を活用する体制を整えています。

金利リスクの算定手法の概要

①VaR

分散共分散法によるVaR(信頼区間:99%、保有期間:預け金及び貸出金1年、有価証券等3か月)の計測を行っています。計測頻度は月次とし、計測対象は預け金・有価証券等・貸出金としています。

②銀行勘定の金利リスク(IRRBB)

農協法自己資本開示告示に定められた金利ショック下における銀行勘定の現在価値変動額(Δ EVE)及び金利収益変動額(Δ NI)の計測を行っています。計測頻度は月次とし、計測対象は金利感応度を有する資産・負債としています。なお、計測の前提は以下の通りとなっています。

●流動性貯金の金利改定平均満期は1.135年となっております。

●流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

●固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

●複数通貨の集計方法については、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

●一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利ショックの設定上は不変としています。

●その他、内部モデルは使用していません。

〈金利リスクに関する事項〉

(単位:百万円)

IRRBB 1:金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		Δ EVE				Δ NI			
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
1	上方パラレルシフト	79,746	85,904	4,486	5,741				
2	下方パラレルシフト	0	0	3	48				
3	スティープ化	56,299	58,753						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	79,746	85,904	4,486	5,741				
		ホ				へ			
		令和2年度		令和3年度		令和2年度		令和3年度	
8	自己資本の額	260,173		263,104					

連結

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

相違点はありません。

連結子会社数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務内容

- 連結子会社数 2社
- 主要な連結子会社

名称	主要な業務内容
静岡コープサービス株式会社	商品販売・広告代理・施設賃貸・研修受託・人材派遣
株式会社静岡県信連ビジネスサービス	現金整理等受託・手形交換等受託・為替決済受託・データ登録受託

比例連結が適用される関連法人

該当する法人はありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当する会社はありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当する会社はありません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当する制限等はありません。

規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当する会社はありません。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

令和4年3月期における当連結グループの自己資本比率は、15.62%となりました。

自己資本調達手段の概要等

当連結グループの自己資本は、主に会員からの普通出資金及び後配出資金により調達しています。

項目	内容	
発行主体	静岡県信用農業協同組合連合会	
資本調達手段の種類	普通出資金	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	385億円(前年度385億円)	1,227億円(前年度1,227億円)
一定の事由が生じた場合に償還等を可能とする特約		

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

1 連結自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	令和2年度	令和3年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	254,351	256,844
うち、出資金及び資本剰余金の額	161,297	161,297
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	96,191	99,048
うち、外部流出予定額（△）	3,138	3,501
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に算入される評価・換算差額等	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	7,877	8,190
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	7,877	8,190
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	262,229	265,035
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	625	458
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	625	458
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	625	458
自己資本		
自己資本の額（（イ）-（ロ））（ハ）	261,604	264,576
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,683,782	1,672,165
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 6,197	△ 2,409
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,197	△ 2,409
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,094	21,080
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,703,877	1,693,246
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	15.35	15.62

- ※ 1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当連結グループは国内基準を採用しています。
2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

2 自己資本の充実度

〈信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳〉

(単位:百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 a×4%
現金	6,812	—	—	7,260	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	408,874	—	—	424,500	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	129,595	622	24	154,553	381	15
我が国の地方公共団体向け	39,679	—	—	41,580	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,803	181	7	1,803	181	7
地方公共団体金融機構向け	6,120	612	24	6,172	617	24
我が国の政府関係機関向け	10,476	1,047	41	9,181	918	36
地方三公社向け	1,172	0	0	1,272	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	3,053,146	611,953	24,478	2,949,618	590,051	23,602
法人等向け	439,253	260,243	10,409	497,400	257,216	10,288
中小企業等向け及び個人向け	795	510	20	655	403	16
抵当権付住宅ローン	272	95	3	218	76	3
不動産取得等事業向け	6,496	6,403	256	5,349	5,268	210
三月以上延滞等	—	—	—	2	—	—
取立未済手形	24	4	0	50	10	0
信用保証協会等による保証付	423	39	1	359	35	1
出資等	11,811	11,793	471	11,761	11,742	469
（うち出資等のエクスポージャー）	11,811	11,793	471	11,761	11,742	469
上記以外	281,899	658,758	26,350	256,124	629,911	25,196
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	26,356	65,890	2,635	23,331	58,328	2,333
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー）	222,873	557,183	22,287	222,873	557,183	22,287
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	2,009	5,024	200	2,985	7,464	298
（うち上記以外のエクスポージャー）	30,660	30,660	1,226	6,933	6,933	277
証券化	42,031	8,382	335	41,318	8,244	329
（うち非STC要件適用分）	42,031	8,382	335	41,318	8,244	329
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエク スポージャー	234,106	129,171	5,166	261,944	169,199	6,767
（うちルックスルー方式）	234,106	129,171	5,166	261,944	169,199	6,767
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)		6,197	247		2,409	96
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	4,674,794	1,683,622	67,344	4,671,129	1,671,849	66,873
CVAリスク相当額÷8%	—	159	6	—	316	12
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	4,674,794	1,683,782	67,351	4,671,129	1,672,165	66,886

オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 a×4%
	20,094	803	21,080	843

所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 a×4%
	1,703,877	68,155	1,693,246	67,729

- ※ 1.「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2.「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4.「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5.「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6.「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7.「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当連結グループでは基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{（粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P77)をご参照ください。

1 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別・業種別・残存期間別)及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	4,243,617	614,963	569,345	-	-	4,181,918	660,872	587,687	-	2
国外	155,040	-	155,040	-	-	185,948	-	185,948	-	-
地域別残高計	4,398,657	614,963	724,385	-	-	4,367,866	660,872	773,636	-	2

	令和2年度					令和3年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
法人										
農業	1,650	1,650	-	-	-	2,189	2,189	-	-	2
林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
製造業	93,487	72,348	16,312	-	-	99,504	77,111	17,413	-	-
鉱業	2,461	2,461	-	-	-	2,461	2,461	-	-	-
建設・不動産業	72,221	64,576	7,221	-	-	66,149	58,604	7,120	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	22,202	21,560	-	-	-	16,985	16,557	-	-	-
運輸・通信業	50,496	36,303	12,512	-	-	47,765	37,722	8,407	-	-
金融・保険業	3,340,342	230,456	98,564	-	-	3,300,868	290,038	103,159	-	-
卸売・小売・飲食・サービス業	192,097	184,103	6,710	-	-	183,323	174,885	7,108	-	-
日本国政府・地方公共団体	450,174	-	450,174	-	-	467,753	-	467,753	-	-
上記以外	132,988	-	132,889	-	-	162,799	-	162,672	-	-
個人	1,503	1,503	-	-	-	1,301	1,301	-	-	-
その他	39,030	-	-	-	-	16,765	-	-	-	-
業種別残高計	4,398,657	614,963	724,385	-	-	4,367,866	660,872	773,636	-	2

	令和2年度	令和3年度	三月以上延滞エクスポージャー	令和2年度	令和3年度	三月以上延滞エクスポージャー
1年以下	3,020,832	128,122	51,325	-	2,936,881	160,190
1年超3年以下	183,153	98,634	84,519	-	216,425	99,414
3年超5年以下	231,315	120,432	110,882	-	177,360	87,104
5年超7年以下	120,093	46,177	73,916	-	283,717	176,351
7年超10年以下	238,085	120,969	117,116	-	156,338	33,050
10年超	293,169	6,543	286,626	-	307,231	10,460
期限の定めのないもの	312,006	94,083	-	-	289,911	94,300
残存期間別残高計	4,398,657	614,963	724,385	-	4,367,866	773,636

- ※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

2 貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

a. 貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	令和2年度					令和3年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	448	1,153	-	448	1,153	1,153	1,165	-	1,153	1,165
個別貸倒引当金	4,875	5,905	636	4,220	5,923	5,923	6,195	21	5,883	6,213

b. 地域別・業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和2年度						令和3年度						
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
国内	4,875	5,905	636	4,220	5,923	-	5,923	6,195	21	5,883	6,213	-	
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地域別計	4,875	5,905	636	4,220	5,923	-	5,923	6,195	21	5,883	6,213	-	
法人	農業	94	91	-	94	91	-	91	110	-	91	110	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	3,317	2,863	636	2,680	2,863	636	2,863	2,874	-	2,863	2,874	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	82	82	-	82	82	-	82	60	21	61	60	21
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	13	13	-	13	13	-	13	13	-	13	13	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	1,367	2,854	-	1,349	2,872	-	2,872	3,136	-	2,854	3,154	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	業種別計	4,875	5,905	636	4,220	5,923	636	5,923	6,195	21	5,883	6,213	21

※ 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

3 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和3年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	583,106	583,106	-	687,476	687,476
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	25,011	25,011	-	21,321	21,321
	20%	74,912	3,052,020	3,126,932	76,121	2,950,525	3,026,646
	35%	-	272	272	-	218	218
	50%	219,130	502	219,633	219,229	1,506	220,735
	75%	-	738	738	-	589	589
	100%	30,704	165,150	195,854	23,292	140,002	163,295
	150%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	247,107	247,107	-	247,584	247,584
	その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	
合計		324,746	4,073,910	4,398,657	318,642	4,049,223	4,367,866

※ 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみを使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容(P80)をご参照ください。

〈信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額〉

(単位:百万円)

	令和2年度			令和3年度		
	適格金融資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融資産 担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	1,172	—	—	1,272	—
金融機関及び 第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け	102	—	—	57,712	—	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	8,014	—	—	9,581	—
合 計	102	9,186	—	57,712	10,853	—

- ※ 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P81)をご参照ください。

1 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

与信相当額の算出に用いる方式	令和2年度		令和3年度			
	カレント・エクスポージャー方式		カレント・エクスポージャー方式			
(単位:百万円)						
	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果 勘案前の与信相当額	担保			信用リスク削減効果 勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債券	その他	
令和2年度						
(1)外国為替関連取引	-	532	-	-	-	532
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	532	-	-	-	532
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		-				-
合計	-	532	-	-	-	532
令和3年度						
(1)外国為替関連取引	-	1,054	-	-	-	1,054
(2)金利関連取引	-	-	-	-	-	-
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	-	-	-	-	-
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-	-	-
(7)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-	-	-
派生商品合計	-	1,054	-	-	-	1,054
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		-				-
合計	-	1,054	-	-	-	1,054

- ※ 1.「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし、0を下回らない)をいいます。
- 2.「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
- 3.「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

2 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

3 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容(P82)をご参照ください。

1 当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

2 当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a. 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位:百万円)

		令和2年度		令和3年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	7,711	-	9,079	-
	自動車ローン	29,218	-	27,294	-
	その他	5,101	-	4,944	-
	合計	42,031	-	41,318	-
オフ・バランス	クレジットカード与信	-	-	-	-
	住宅ローン	-	-	-	-
	自動車ローン	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計	-	-	-	-

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

b. リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位:百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残 高	所要自己資本額
令和2年度						
オン・バランス	0% ~ 15%未満	-	-	0% ~ 100%未満	-	-
	15% ~ 50%未満	42,031	335	100% ~ 250%未満	-	-
	50% ~ 100%未満	-	-	250% ~ 400%未満	-	-
	100% ~ 250%未満	-	-	400% ~ 1250%未満	-	-
	250% ~ 400%未満	-	-	1250%	-	-
	400% ~ 1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合 計	42,031	335	合 計	-	-	
オフ・バランス	0% ~ 15%未満	-	-	0% ~ 100%未満	-	-
	15% ~ 50%未満	-	-	100% ~ 250%未満	-	-
	50% ~ 100%未満	-	-	250% ~ 400%未満	-	-
	100% ~ 250%未満	-	-	400% ~ 1250%未満	-	-
	250% ~ 400%未満	-	-	1250%	-	-
	400% ~ 1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合 計	-	-	合 計	-	-	
令和3年度						
オン・バランス	0% ~ 15%未満	-	-	0% ~ 100%未満	-	-
	15% ~ 50%未満	41,318	329	100% ~ 250%未満	-	-
	50% ~ 100%未満	-	-	250% ~ 400%未満	-	-
	100% ~ 250%未満	-	-	400% ~ 1250%未満	-	-
	250% ~ 400%未満	-	-	1250%	-	-
	400% ~ 1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合 計	41,318	329	合 計	-	-	
オフ・バランス	0% ~ 15%未満	-	-	0% ~ 100%未満	-	-
	15% ~ 50%未満	-	-	100% ~ 250%未満	-	-
	50% ~ 100%未満	-	-	250% ~ 400%未満	-	-
	100% ~ 250%未満	-	-	400% ~ 1250%未満	-	-
	250% ~ 400%未満	-	-	1250%	-	-
	400% ~ 1250%未満	-	-			
	1250%	-	-			
合 計	-	-	合 計	-	-	

※ 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

c. 自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P84)をご参照ください。

出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

子会社が保有している信連以外の出資その他これに類するエクスポージャーは、当該子会社の業務に関連して保有しているものであるため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P82) をご参照ください。

1 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	14,076	14,076	14,375	14,375
非上場	169,267	169,267	169,292	169,292
合計	183,343	183,343	183,668	183,668

※ 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
売却益	60	6
売却損	90	-
償却額	-	-

3 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
評価益	4,755	5,116
評価損	345	331

4 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当する評価損益の額はありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和2年度	令和3年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	234,106	261,944
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容 (P85) をご参照ください。

ご案内

ホームページ

当会及びJAバンク静岡の情報は、インターネットでご覧いただけます。



静岡県信連ホームページ

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



JAバンク静岡ホームページ

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/>



JAバンク静岡の相談窓口

当会ではより一層の「安心」と「信頼」をお届けするために、利用者の皆さまからの声を誠実に受止める窓口として、「一般社団法人JAバンク相談所」と「静岡県信連窓口」を開設し、当会を利用される皆さまからのご相談等をお受けし、誠意を持って対応しています。

静岡県下JAの事業に関するご相談・苦情等

一般社団法人JAバンク相談所

受付時間：月～金曜日(9:00～17:00) [祝日・相談所休業日を除く]

TEL.03-6837-1359

当会の業務に関するご相談・苦情等

静岡県信連窓口(総務部)

受付時間：月～金曜日(9:00～17:00) [祝日・当会休業日を除く]

TEL.054-284-9652 FAX.054-284-9694 Eメール somu@skb.or.jp

または、お取引のある以下の本支店・営業部でも受け付けます。受付時間：月～金曜日(9:00～17:00) [祝日・当会休業日を除く]

■ 本店営業統括部 TEL.054-284-9670 ■ 富士営業部 TEL.0545-61-1550 ■ 浜松支店 TEL.053-453-0121

キャッシュカード盗難・紛失への対応

JAバンク静岡では、お客さまがキャッシュカードを盗難又は紛失された場合に現金の不正引出しを防止するための対応として、お客さまからの受付窓口を24時間体制としています。

キャッシュカード盗難・紛失時の受付窓口

- 平日(9:00～17:00) … お取引のあるJA店舗
- 平日(上記以外の時間帯)、土曜日、日曜日、祝日 … JAバンク・キャッシュカード紛失共同受付センター(TEL.0120-112-775)

詳細はお取引店舗又は「JAバンク静岡ホームページ」にてご確認ください。
<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/support/hunsitu/>



索引

本誌は、「農業協同組合法第54条の3」の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

「農業協同組合法施行規則第204条、第205条及び第207条」に定められた開示項目に加え、当会をより深くご理解いただくために当会独自の項目についても掲載しています。

なお、農業協同組合法施行規則に規定されている開示項目は、以下のページに掲載しています。

〈単体開示項目 農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号、第207条第2項〉

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●概況及び組織に関する事項		4 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	
◇業務の運営の組織	2・3・31	5 主要な農業関係の貸出実績	
◇理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	30	6 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	
◇事務所の名称及び所在地	32	7 貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇特定信用事業代理業者に関する事項	32	・有価証券に関する指標	54・57
●主要な業務の内容		1 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分)の平均残高	
◇主要な業務の内容	25～29	2 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	
●主要な業務に関する事項		3 有価証券の種類別の平均残高	
◇直近の事業年度における事業の概況	34	4 貯貸率の期末値及び期中平均値	
◇直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	34	●業務の運営に関する事項	
・経常収益		◇リスク管理の体制	15・16・18
・経常利益又は経常損失		◇法令遵守の体制	17
・当期剰余金又は当期損失金		◇中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	7～14
・出資金及び出資口数		◇苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	22
・純資産額		●直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
・総資産額		◇貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	36～47
・貯金等残高		・信連の有する債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	52
・貸出金残高		・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・有価証券残高		・危険債権	
・単体自己資本比率		・三月以上延滞債権	
・剰余金の配当の金額		・貸出条件緩和債権	
・職員数		・元本補填契約のある信託に係る債権に関する事項	53
◇直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	49～51・54・56・57	◇自己資本の充実の状況	74～85
・主要な業務の状況を示す指標	56・57	◇次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	54～56
1 事業粗利益、事業粗利率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く)		・有価証券	
2 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支		・金銭の信託	
3 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや		・デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引を除く)	
4 受取利息及び支払利息の増減		・金融等デリバティブ取引	
5 総資産経常利益率及び資本(純資産)経常利益率		・有価証券店頭デリバティブ取引	
6 総資産当期純利益率及び資本(純資産)当期純利益率		◇貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51
・貯金に関する指標	49	◇貸出金償却額	51
1 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高		◇会計監査人の監査を受けている旨	73
2 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高		●役員等の報酬体系	
・貸出金等に関する指標	49～51・57	◇役員等の報酬体系(努力義務)	48
1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高			
2 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高			
3 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用的区分)の貸出金残高及び債務保証見返額			

〈連結開示項目 農業協同組合法施行規則第205条第1項第1号、第207条第2項〉

開示項目	ページ	開示項目	ページ
●信連及びその子会社等の概況に関する事項		・経常収益	
◇信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	58	・経常利益又は経常損失	
◇信連の子会社等に関する事項	58	・当期利益又は当期損失	
・名称		・純資産額	
・主たる営業所又は事務所の所在地		・総資産額	
・資本金又は出資金		・連結自己資本比率	
・事業の内容		●信連及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況	
・設立年月日		◇貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	59～71
・信連が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		◇貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	72
・信連の一の子会社等以外の子会社等が有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合		・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
●信連及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの		・危険債権	
◇直近の事業年度における事業の概況	58・59	・三月以上延滞債権	
◇直近の5連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標	59	・貸出条件緩和債権	
		◇自己資本の充実の状況	86～95
		◇事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	72



JAバンク 静岡
県下JA・静岡県信連

静岡県信用農業協同組合連合会

〒422-8621 静岡市駿河区曲金三丁目8番1号 TEL.054-284-9652 FAX.054-284-9694

<https://www.jabank-shizuoka.gr.jp/shinren/>



- 静岡県信連は、静岡県の豊かな森林づくりをサポートしています。
- この印刷物は環境に配慮し植物油インキで印刷しています。